

奈良県御所市

# 室宮山古墳範囲確認調査報告

平成8年（1996年）12月

御所市教育委員会

奈良県<sup>ごせ</sup>御所市

むろみややま

# 室宮山古墳範囲確認調査報告

平成8年（1996年）12月

御所市教育委員会

## 例 言

1. 本書は、奈良県御所市室に所在する宮山古墳の墳丘上で実施した範囲確認調査の成果を報告するものである。調査地は、御所市室7番地に当たる。
2. 調査は、平成6年度国庫・県費の補助を受け、御所市教育委員会が実施した。調査期間は、平成7年3月13日から同年3月31日までである。
3. 現地調査は、御所市教育委員会 技術職員 木許 守が担当した。現地調査の期間中、同会 藤田和孝の参加・協力を得た。また、調査作業員として地元有志8名の参加があった。
4. 遺物整理・本書作成には、藤村藤子・尾上昌子・榎原静代・城本宏代・戸村和子・藤井浩子・井戸川 愛が参加した。また、製図は、遺物を藤村が担当し、その他を木許が担当した。
5. 本書の執筆は、木許・飯田が行い、それぞれの執筆分担は目次に記した。編集は木許が行った。
6. 文献註・補註は、第1章から第5章までを第5章末尾(37・38頁)に、第6章は各節末尾に記している。
7. 本書で用いる「北」は、厩標北を指している。
8. 現地調査に際しては、土地所有者である辰巳義嗣氏に全面的なご協力をいただいた。土地の使用をご快諾くださった、辰巳氏に深謝申し上げます。
9. 本書作成に際して、泉森 皎氏、河上邦彦氏、前園実知雄氏から貴重なご教示をいただいたうえ、1971年(昭和46年)の強出部出土遺物の実測・写真撮影および本書への掲載に便宜を図っていただいた。また、図版8のX線写真の撮影については、財団法人 元興寺文化財研究所にご協力をいただいた。記して深謝申し上げます。

# 本文目次

第1章 位置と環境 .....	(木許)	1
第2章 既往の調査・研究 .....		2
1. 既往の調査 .....	(木許)	2
2. 張出部粘土層の出土遺物 .....	(藤田)	5
3. 後円部南主体表面採集の衝角付岩片 .....	(藤川)	7
第3章 今次範囲確認調査の契機と経過 .....	(木許)	8
第4章 調査の成果 .....	(木許)	9
1. 層序 .....		9
2. 遺構 .....		13
3. 出土遺物 .....		16
第5章 まとめ .....	(木許)	27
第6章 考 察		
室宮山古墳墳丘復原案 .....	(木許)	39
親衛隊と衛兵の武装 .....	(藤川)	46

挿図目次

第1～5章	
第1図	周辺遺跡分布図(S.=1/50,000) ……1
第2図	周辺の地形と既調査地(S.=1/5,000) ……3
第3図	張出部粘土層の出土遺物(S.=1/3) ……6
第4図	採集の衝角先端部(S.=1/2) ……8
第5図	トレンチ配置図(S.=1/100) ……10
第6図	トレンチ上層断面図(S.=1/80) ……12
第7図	埴輪列・葦石 平面図(S.=1/30) ……14
第8図	埴輪列・葦石 立・断面図(S.=1/30) 15
第9図	出土埴輪(1) (S.=1/6) ……17
第10図	出土埴輪(2) (S.=1/6) ……19
第11図	出土埴輪(3) (S.=1/3) ……20
第12図	出土埴輪(4) (S.=1/3) ……21
第13図	出土埴輪(5) (S.=1/3) ……22
第14図	出土埴輪(6) (S.=1/3) ……23
第6章第1節	
第1図	宮山古墳墳丘測量図 ……39
第2図	今次調査と張出部の形状 ……41
第3図	南側張出部の復原(S.=1/2,500) ……42
第4図	北側くびれ部付近の地形(S.=1/2,500) 42
第5図	宮山古墳想定復原図(S.=1/2,500) ……44
第6図	現地地形と墳丘等外郭 ……45

挿表目次

第1～5章	
第1表	出土埴輪観察表 ……29
第2表	中西遺跡出土土器胎土観察表 ……33
第6章第2節	
襟付短甲、革製衝角付冑および	
同埴輪出土古墳一覽	……51

図版目次

図版1	1. 宮山古墳全景(北上空から) 2. 第2トレンチ
図版2	1. 第1トレンチ南側の拡張区 2. 埴輪列と葦石
図版3	1. 葦石(1) 2. 葦石(2)
図版4	出土埴輪(1) (S.=1/6)
図版5	出土埴輪(2) (S.=1/6)
図版6	出土埴輪(3) (S.=1/3)
図版7	1. 出土埴輪(4) (S.=1/3) 2. 張出部粘土層の出土遺物(1)
図版8	1. 張出部粘土層の出土遺物(2) 2. 採集の衝角先端部

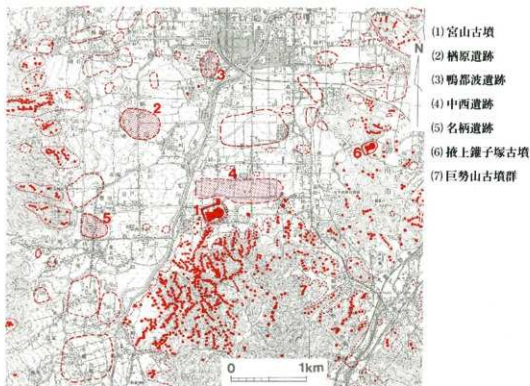
## 第1章 位置と環境

御所市は、奈良盆地の西南部に位置する。西部には金剛山・葛城山の峻峰が峙ち、大阪府との境をなす。東・南部には竜門山地の西端にあたる巨勢山丘陵などの丘陵が起伏し、市域の北半部が、低平な奈良盆地の一部を占める。

室宮山古墳(1)が立地する地点は、市域ではこのような盆地部のほぼ南端部に相当する。古墳の西側には葛城川が北流し、この川の流れる谷筋を南に辿れば、やがて風の森峠を越え、五條を経て吉野または和歌山に至る。また、古墳の北側周堤の一部は、現在の国道309号線として利用されているが、この道路を西に向かえば、葛城山と金剛山の間を縫うように走り、水越峠を経て河内に至る。宮山古墳は、まさにこのような交通の要衝に占地している。

その立地を微視的に見れば、その南に位置する、巨勢山丘陵に接していることが判る。巨勢山丘陵からは北方向に何条もの尾根が伸びているが、宮山古墳はそのうちの1つの尾根を切断することで墳丘を形成している。

さて、歴史的環境については、御所市域での古墳時代前期の遺構は、橿原遺跡(2)や鴨部波遺跡(3)で検出されている。中期では、この宮山古墳の北側に隣接する中西遺跡(4)が広がる。



第1図 周辺遺跡分布図 (S=1/50,000)

この遺跡は造営時期が宮山古墳には併行するものとして注目される。また、近年、金剛山東麓部の佐田・下茶屋・南郷の各遺跡で中葉以降の遺構が検出されている。さらに中期後葉から後期前葉にかけての時期に、豪族の居館跡と考えられた名柄遺跡(5)が営まれる。後期の集落遺跡については、調査例が少なくなお不明点が多い。今後の調査に期待される。

一方、古墳では、前期古墳について、御所市内では大字原谷字ヲサカケ所在の車輪石や石製合子などを出土したと伝える古墳などが存在するが、位置的にも先の橿原遺跡や鴨都波遺跡との直接的な関係を想定することは困難である。

このような状況で、中期前葉に至り墳長238mの前方後円墳である、この宮山古墳が築造されるのである。南葛城地域における大形前方後円墳は、この後、中葉から後葉の墳長149mの掖上鎌子塚古墳(6)があるが、御所市域ではここで途絶える。後続するものとしては、新庄町域に、屋敷山古墳・飯巻陵古墳・二塚古墳などが築造される。ただし、宮山古墳より以降の首長墳の系譜を考えるに際しては、屋敷山古墳は現状では掖上鎌子塚古墳との前後関係の決定が難しいことや、掖上鎌子塚古墳の東および南方向に伸びる谷沿いに市尾藤山古墳・市尾宮塚古墳などが築造されることも考慮されるべきで、そのあり方は単純ではない。

さて、群集墳については、宮山古墳の背後(南側)の巨勢山丘陵には、総数800基に達するかといわれる巨勢山古墳群(7)が形成される。そのほか、石光山古墳群や葛城山東麓の群集墳など、群中に小形の前方後円墳を含むものや、7世紀代にまで継続して横口式石椁が築造されるものが知られる。同一の群集墳中においても、各古墳が決して等質的な状況ではなく、その内に複雑な階層構造を何うことができる。今後の調査例の積み上げ次第によっては、当地における後期古墳のあり方について、より具体的な検討が可能になるものと思われる。

## 第2章 既往の調査・研究

### 1. 既往の調査

宮山古墳は、1921(大正10)年に四史跡に指定されるが、その本格的な調査・研究は、翌1922(大正11)年に発表された梅原末治氏の「人和御所町付近の遺蹟」に始まる。

梅原氏はこの報文中に、宮山古墳の外形の観察結果を記されるとともに、平・断面の見取り図を示された。このほか、4箇所に突起をもつ石材が後円頂部のほぼ中央に存在することを指摘され、それが石室天井石であることを述べられている。さらに、明治41年に前方部を耕作中に木植材と思われる木片とともに出土したという、鏡・玉・石製品について報告されている。梅原氏はこれらの遺物について、藤田亮策氏の観察に基づくとされながら、鏡は少なくとも11面の存在が推定できること、玉類は勾玉・管玉・棗玉・玻璃玉など4種、総数170余個が存在すること、石製品は滑石製刀子1個が存在することなどを記されている。また、鏡の一部に鉄錆が付着したものがあり、これ

らの遺物以外に鉄器類が存在したことを指摘されている。

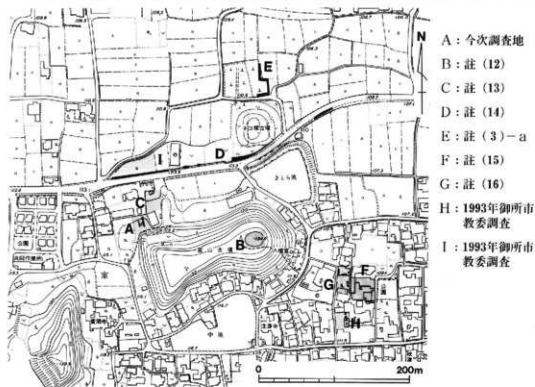
梅原氏は、宮山古墳に関する以上の記述に加えて、周堤に接して存在するネコ塚古墳についても記されている。これによれば、ネコ塚古墳は明治21年頃に発掘されて、竪穴式石室が見い出され、その内部に鉄器が存在したという。

宮山古墳の調査・研究はその後一旦停滞するかに見える。そしてこの間、戦時中に前方頂部が開墾による攪乱を受け、1950（昭和25）年には後円部主体部の盗掘事件が起こる。

本墳墳丘における最初の発掘調査は、この盗掘事件を契機に実施された（第2図-B地点）。この経緯は残念であるが、この調査によって、後円頂部に中軸を挟んで南北に2基の竪穴式石室が存在すること、そのうち南側の石室には長持形石棺が収められていることが明確になった。また、この石室の各々の周囲には、鞍形・盾形・短甲形やその他の多彩な形象埴輪が方形に巡り、南側石室の埴輪列のさらに南側には、家形埴輪5個体が配置されることなどが明らかになった。

さらに、その調査報告書には、戦時中の開墾で出土したという前方頂部の高野槿製の木棺材とみられる板材についても述べられている。報文によれば、その出土位置は頂上部より南西寄りの地点であるとされ、また、この木棺材と、先に梅原氏によって報告された11面以上の漢式鏡が出土した主体部との関係は不明であるとされる。

しかし、頂部中心ではないというこの木棺材の出土位置からみて、多数の鏡が出土した主体部と



第2図 周辺の地形と既調査地 (S.=1/5,000)



は別の主体部が前方頂部に存在している可能性が高いと思われ、ここには少なくとも2基以上の埋葬施設が存在するとみられるのである。

1971(昭和46)年には、前方部北側面の張出部の発掘調査が行われた(第2図-C地点)。この調査は、張出部付近で行われていた採土工事を文化財パトロール中に発見したことを契機に行われたものである。不幸な経緯で実施された調査ではあったが、この調査によって、張出頂部に木棺長8.6mと推定される長人形土槨が検出されたほか、この張出部が地山削り出しによって形成されていることから、古墳築造当初から計画された2段築成のものであったことが確認されるなど、挙げられた成果は大きなものであった。

出土遺物は、漆塗製品と鉄鏃・短甲片・鉄刀片などがあつた。今回、この時の調査を担当された泉森 皎氏に、遺物の出土状況などについてご教示を得ることができた。それによると、漆塗製品はその出土状況からみて革製冑と考えられ、鉄鏃は柳葉式の束になった一括と、平根式のものの2型式が出土している。また、木棺はわずかにその東端の小口付近を検出できただけだが、この漆塗革製冑と2型式の鉄鏃はその棺内から出土したという。一方、短甲片と刀片は細片化したものを工事中に採集したもので、元位置を保ったものではなかった。

これらの遺物は現在、榎原考古学研究所に保管されているが、この度の報告書編集に際して、それら遺物の実測および写真撮影を許された。その報告は次節に記述している。資料調査につきご快諾いただいた、榎原考古学研究所並びに当時の調査担当者である泉森氏および河上邦彦氏のご厚意に深く感謝申し上げます。

さて、宮山古墳の調査はその後、墳丘外であるが、1989(平成1)年1～2月に、墳丘北側の周堤部分が発掘調査された(第2図-D地点)。この調査で、古墳が立地する地点の旧地形が明確にされ、周堤は谷地形を地山掘削土で埋め立てて造られる人規模な工事を伴うものであったことが明らかにされた。

このほか、周堤や周堤に接すると目される地点で、小規模な試掘調査や立会調査を実施している(第2図-F・G・H)。

F地点<sup>10</sup>とG地点<sup>11</sup>の間には約1m程度の段差があり、東側であるF地点の方が低くなっている。F地点は、掘削深度のごく浅い立会調査で、土層の堆積状況などの情報はほとんど得られていない。しかし、G地点の調査では、設定されたトレンチから、敷地の東側が急に深くなっている状況が看取でき、F地点との間にある段差が旧地形を反映しているものと考えられた。つまり、この段差が堤の外側の立ち上がりになる可能性が考えられたのである。

H地点は、この部分に周堤が存在したとすると、その外側に接する地点に相当する。設定されたトレンチで、旧地表から45～125cmの厚みをもって暗褐色の粘質土などが堆積し、青灰色粘土混砂質土の地山に達する状況が確認されているが、この暗褐色粘質土は近世期の遺物を比較的多く含むもので、古墳に伴う遺物は出土しなかった。総計10㎡強のごく小規模なトレンチ調査であったため、

この粘質土の生成原因やその他古墳の外部施設に関する資料は得られていない。

これら発掘調査のほか、墳丘についての研究として特記すべきものに石部正志・田中英夫・堀田啓一・宮川 紗氏による築造企画に関する研究がある。石部氏らは、独自の方法によって、宮山古墳を大塚11号1区、6区型の前方後円墳であるとされ、墳丘の主要な部分の数値を提示されている。特に墳丘復原の過程で、前方部の前端から2区分は前方部幅と同じになること、墳丘南側の池に突出部がありこれが北側の張出部と対応するような施設であること、前方部の北側斜面から後円部にかけて特異な帯状の微高地があることなど、重要な指摘が行われている。

## 2. 張出部粘土椀の出土遺物

〔吉陵〕18号に記載されているとおり、1971（昭和46）年に調査された張出部粘土椀は、無届けの採土工事中に発見されたもので、調査に入った時点では破壊がかなり進み、東の小口付近をわずかに残す状態ではなかったという。

遺物は「木棺の東端で漆塗製品と鉄鏃が出土したにすぎないが、工事中には短甲片と鉄刀片が出土している。（同）」と略報され、それらは現在、榎原考古学研究所に保管されている。不幸な出土の経緯のために細片化が著しく、その量もコンテナの底面を2重に覆う程度と、埋葬当初の副葬品目や量を正確に伝えるものとは言い難いが、類例の少ない張出部埋葬主体の副葬の実態を示唆するものとして重要である。

この度の範囲確認調査の報告書編集に原し、これら遺物の実測を当時の調査担当者の泉森峻氏および河上邦彦氏に頼り出たところ御快諾いただき、さらに遺物実測図や写真の掲載もお慮めいただいた。榎原考古学研究所ならびに両氏のご厚意にいまいちと感謝しつつ、以下、報告を行う。

保管されている遺物は全て鉄製の武器・武具で占められる。

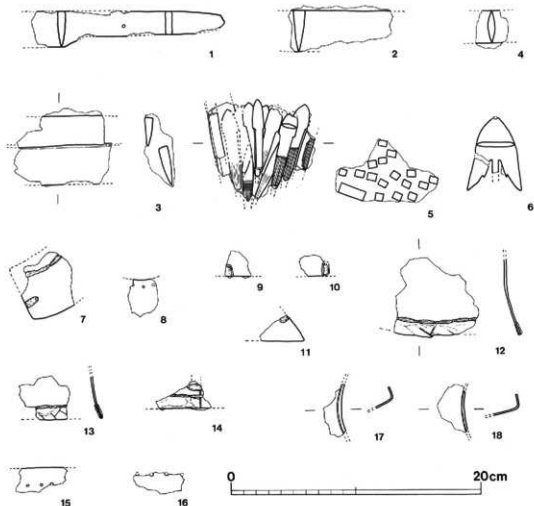
鉄刀はいずれも半造りによるもので5以上存在を確認できた。遺存状態が良くないためか、いずれにも木質などは観察できない。(1)～(3)は直刀である。(1)はやや細身の刀身と基部部分の破片で、閃の形状は斜閃、茎尻は隅切尻とみられる。刃部幅2.8cm、茎部幅1.8cmで、背厚は刃部・茎部ともに0.6cmを測る。茎尻から推定8.5cmの位置、やや刀身寄りに直径0.2cmの目釘孔1個を観察できるが、他にあるか否かは明瞭ではない。(2)は遺存状態は良くないが、(1)に比して重厚な、通有の造りのもので、刃部幅3.2cm、背厚0.9cmを測る。(3)は2本の刀片が鑄着したもので、図上で上の刀は細身、下のものは通有の造りである。両者が同じ位置に副葬されたことが判る。図上で上の刀の刃部幅は2.3cm、背厚は0.6cmで、下の刀は刃部幅3.1cm、背厚0.8cmである。

鉄剣または槍は2以上を確認でき、通有の造りのものもあるが、それは錆化及び劣化が著しく、図示に耐えない。ここでは細身の造りの(4)を掲げておく。鏃はみられずレンズ状の断面を呈し、刃部幅2.6cm、刃厚は0.6cmを測る。

鉄鏃は2型式を確認できる。ひとつは(5)に掲げた、粘土椀東端に16本が束になって副葬され

たもので、刀または剣の茎といっしょに鋳着している。いずれも椿葉式で両丸造、脇扶を有さない同工の製品で、全長は6.2cm～6.6cm、鍔身部長も1.9～2.3cmと、法量もほぼ統一されている。幅は1.2～1.3cm、厚さは0.2～0.3cmを測る。茎には矢柄と椏皮の遺存するものがある。もうひとつは、(6)の平根式で平造、短い茎を持ち、重扶りをもつ脇扶を有するもので、鍔身部長さ5.8cm、幅4.4cm、厚さ0.4cm、茎長さ1.0cm以上を測る。

短甲は通有の三角板革綴短甲1領とみられる。細片となっており、その量は1領分に満たない。ここでは部位の判る破片を中心に図示した。(7)・(8)は脛上第1段で、覆輪は革組の手法によるが、遺存状態が悪く詳細は明らかにできない。(7)は押付板(後脚)左脇部の破片である。前脚同段と連結する端部で推定復元4.4cmを測り、縦孔と覆輪孔は各々1箇所を確認できる。(8)は脇部の破片で遺存した端部はゆるやかなカーブを呈する。覆輪孔の心々間0.9cm。(9)・(10)



第3図 張出部粘土槨の出土遺物 (S. = 1/3)

は革綴孔を伴う破片で、端部からそれぞれ0.8cm、0.9cmの位置に孔を穿つ。(11)は破片中唯一、三角板の形状をとどめるもので、図上の斜辺に革綴の痕跡を三角形頂点から2.3cmの位置に有する一方、図上の下辺には頂点から3.4cm離れた位置でも綴孔は認められない。したがって、この短甲は通常の大きさの三角板を用いた革綴短甲と判断され、三角板革綴衝角付胄や小形三角板革綴短甲のそれとは異なるとみられる。(12)～(14)は長側第4段(銅板)で、(13)で明らかのように、覆輪は末永分煩の革組第一手法(高橋分類では革組Ⅲ技法)を用いて組まれている。(12)の覆輪孔の心々間は1.4～1.7cm、(13)は0.8～1.0cm、(14)は1.0～1.2cmと不連続で、とりわけ(12)の心々間距離は略上第1段の個体を含めてもやや広いものとなっている。(14)は遺存した端部が直線的なので銅板と判断した。下縁から0.9cmの位置に覆輪があり2枚の鉄板共に覆輪を施すので覆輪連結部の破片とみられ、また、1.9cmの位置には2枚の鉄板を結合する革綴の痕跡が認められる。

頭甲は(17)・(18)の2つの破片が認められ、襟部長は0.9cmと短い。襟の折り曲げ角度は90度前後なので、すくなくともⅠ類頭甲の肩部破片ではないことは判る。この破片のみからはⅠ類頭甲の胸部付近などである可能性は否定できないが、共伴した短甲の型式も勘案すると、Ⅱ-c頭甲の一部とみて大過ない。

このほか甲胄類としては、胄の可能性が示唆された漆塗革製品が粘土塚の東端で検出されている。

この粘土塚の構築時期について副葬遺物から検討すると、以下の通り中期前葉に比定され、この年代観は「張出部は墳丘築造と同時に構築された」との『青陵』の記述やこの度の範囲確認調査の結果とも矛盾しない。

平板式鉄鍔(6)は前期以降中期中葉の古墳まで出土が知られ、年代幅の広い遺物である。他方、椀葉式鉄鍔(5)は葉部に腕披との境界(関節)を持たずに鍔身に近づくに従って葉の断面径を漸次増し、これを矢柄に挿入して固定するものであって、この種の椀葉式鉄鍔は津堂城山古墳に初現するものとみられ、后塚古墳など中期前葉の古墳では主要な型式の鉄鍔のひとつとなっている。一方でこれは、中期中葉以降に出現する、明瞭な腕披と関節を作り出す、いわゆる長頸鍔もしくはその初現的なものとは技術段階が異なると考えており、このことから、この粘土塚は中期中葉には下らないと考えられる。これは共伴の三角板革綴短甲と頭甲の編年観とも矛盾なく、後円部の主体部と同様、中期前葉の構築にかかると、副葬品の組成とみてよいであろう。

### 3. 後円部南主体表面採集の衝角付胄片

この度の範囲確認調査中に、当時調査補助員であった藤井浩子氏により、後円部南主体西側の擾乱部分から表面採集された遺物の中に、革綴の痕跡をもつ衝角付胄片があったので、併せて紹介しておきたい。

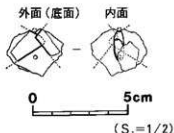
錆化著しく尖割にも困難を伴ったので、X線撮影(図版8)を御元典寺文化財研究所に依頼し、これを参照しながら図示(第4図)した。

部位は衝角付冑の衝角部底面である。図示した外面の状態、上が衝角の先端部方向で、衝角底板上に腰巻板右側の折り返し部（図示状態では左の鉄板）があり、さらに腰巻板左側の折り返し部（図示状態では右の鉄板）が上重ねにされている。

左右から腰巻板折り返し部が重なって成す角度は約95度で、豊中市大塚古墳2号冑のそれが約92度なので、小片であることを考慮すればほぼ等しいといえる。

衝角底板には2箇所に穿孔を確認でき、内面の状態からこの3枚の鉄板を草組で縦じ合わせていたことを確認できる。このことにより、衝角底板の腰巻板への固定の後に、伏板先端部（この資料では欠損）がさらに上重ねされたことが判明するわけで、従来の資料ではこの部分が判然としなかっただけに、製作の工程を知るうえで貴重な資料である。

また従来、後円部南主体では衝角付冑の存在は知られていなかったので、この主体部の甲冑のセット関係を考察する（本書46～57頁参照）上でも重要である。



第4図 採集の衝角先端部

### 第3章 今次範囲確認調査の契機と経過

国指定史跡宮山古墳は、墳丘長238mの威容を誇る大形の前方後円墳である。前章までに述べたように、これまでに行われてきた発掘調査を含む調査・研究によって、墳頂部の様子などについては、ある程度以上は把握されている。しかし、墳丘全体としては、葎石・地輪列の存在など一定の見通しはついているものの、なお不明な点が多い。

ところで、御所市教育委員会は平成6年度事業として、宮山古墳の後円部墳頂に至る階段の整備および周辺の学習施設の設置を計画した。この整備の結果、墳頂部石室の見学が以前に比べると容易になり、坂道の危険度も少なくなった。また同時に解説板などの設置も行ったので、古墳に対する理解度を増す効果も期待でき、整備の目的を果たすことができた。しかし、これらの整備は古墳全体としては、小規模なものであり、階段工そのものも、盛り上工法を用いることによって当該箇所の発掘調査を不要とするものであった。

そこで、当市教育委員会としては、このような機会に宮山古墳の全体像を探ることが重要と考え、この整備事業とは別に史跡指定地外での範囲確認調査を計画した。また、現状では、墳丘の一部でありながら史跡指定外になっている、墳丘第1目テラス以下は、耕作地として利用されている部分が多いものの、一部では宅地の造成なども行われている。こうした意味でも宮山古墳の保護は急を要しているのである。

このようにして各種条件を勘案しながら、発掘調査地の選定を行っていたところ、案7番地において発掘調査を実施することについて、土地所有者・辰巳義嗣氏の快諾を得ることができた。当該地は墳丘の北側、第1段目テラスに相当する箇所と目され、張出部に西接する。また、史跡指定地に北接する箇所にも当たる。

当市教育委員会は、平成7年3月までに、土地所有者との借地契約を締結する一方、発掘調査に関する法的手続きを行うなど、調査の体勢を整えた。

調査は、まず、トレンチを設定することから始めた。当該地が、墳丘第1段目テラスに相当するとみられたことから、地輪列の有無およびその位置の確認、墳丘第1段目斜面の位置およびその立ち上がり角度・葺石の有無などの確認を主な目的とした。このため、想定される古墳主軸に直行するトレンチを設定するのが最も効果的と考えた。その位置の決定には、当該地が調査中においても梅林として利用されていたので、その木を損傷しないようにして、木と木の間に設定したもので、むしろ現地の条件に規制されたものである。

調査の結果は、後述するように第1段目テラスの地輪列は検出できなかったが、張出部に関わるそれを検出したほか、張出部そのものや墳丘第1段目斜面に関する多くの情報を得ることができた。

なお、調査終了時、地輪列や葺石は、今次調査の性格に鑑みて最小限度を取り上げて、できる限り現地に残すようにした。掘戻しに際しては、そのことによって遺構に損傷を与えないように、まず真砂でこれを覆い、その後には積重に埋戻した。

現地調査は、平成7年3月13日に着手、同年3月31日に終了した。

## 第4章 調査の成果

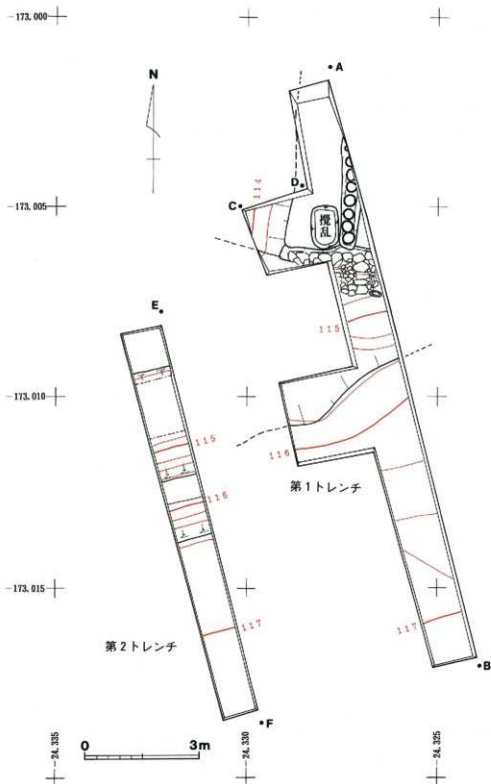
### 1. 層序

#### 第1トレンチ

敷地の東西に設けた2カ所のトレンチのうち、第1トレンチはその東側に設けたものである。当初、長さ約16.5m、幅約1.2mを設定し、掘削した。

掘削を進める過程で、トレンチの南端から7～8mの地点で、北方向に緩やかに下ってきた地山の傾斜が急な斜面に変換する地点が認められた。また、同じく約10～14.5mの地点で後述する葺石・円筒地輪列が検出されはじめた。

そこで、前者付近については、墳丘第1段斜面と第1段テラスの傾斜変換点とみられるので、その方向を確認するためにトレンチを拡大した。前章に記したように、当該地は梅林として利用されているので、現地で掘削が可能であった西側に約4㎡を拡張した。また、後者についても、地輪列・葺石の状況を知るために、またそれらの関係を知るために、これらの接点付近を中心に、上と同様西側に約4㎡を拡張した。



第5図 トレンチ配置図 (S.=1/100)

※アルファベット記号は、第6図に対応する。

さて、トレンチの土層断面は第6図に示している。トレンチ内では古墳の盛土は見られず、墳丘は地山を削り出すことで成形していた。

南半部は耕作土下、厚み10~30cmの第2層を挟んで地山に至る。この部分の地山は、ごく緩やかな傾斜で北方向に下り、ほとんど平坦面をなす。上記のように、トレンチの南端から約7~8mの地点に傾斜変換点があり、地山面は北向きの斜面になる。この斜面は、後述する葦石の基底石で再び傾斜角度を変え、この地点から北は平坦面になる。

トレンチ北半部の深いところでは、地山上に黄褐色砂礫土である第8層の薄い堆積もあるが、葦石の転落したものを含む黒灰色砂礫土（第7層）が顕著にみられる。同層からの出土遺物は墳丘上から転落した土輪片が大勢を占めるが、わずかに瓦器碗片や土師器小皿が含まれている。

瓦器碗は小片であるため時期比定が難しいが、土師器皿は13~14世紀に多いとされる小形土師皿Dと呼称されるものである。これらの遺物の存在から、中世中期段階までは、地山面近く、すなわち古墳本来の面近くまで埋没せずに露出していたものとみられる。

この第7層の上層には、明黄褐色砂礫土（第6層）が厚く堆積していた。同層は、円筒埴輪片を多く含み、その均質な土質は古墳上部から流出して堆積したことを示している。

また、トレンチの北端には、近世期の土師器・磁器を多く含む土層（第3・4・5層）があった。近世期においては周辺が土器等の廃棄場所とされていた可能性がある。

トレンチの中央部の北向きの斜面および北半部の平坦面では、第5図にも示しているように、攪乱坑が認められた。斜面にあったものは、小さく浅いものであったが、北半の平坦面の攪乱坑は、長軸1.15m、短軸0.7m、深さ約0.9mに達するもので、やや大きい。その形成時期や性格については、埋土からの遺物が全くなかったので、明確にしがたい。しかし、上記した第7層に含まれる遺物などからみて、このような攪乱も、中世期までに行われたものと考えられる。

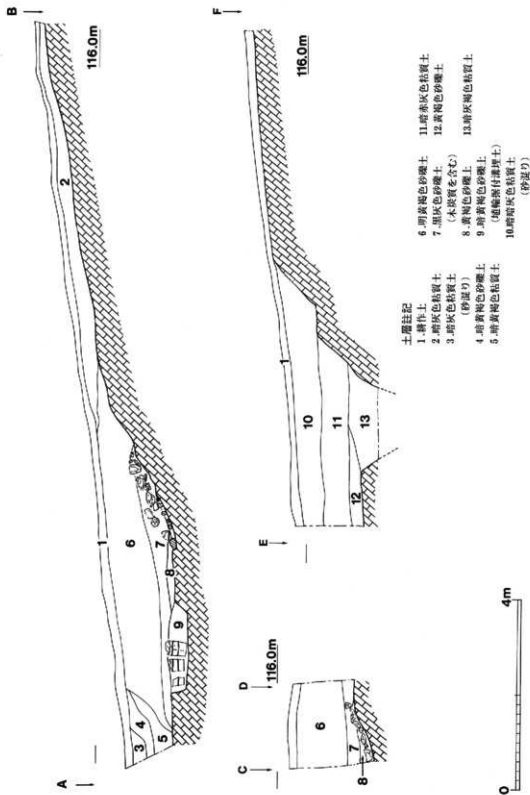
## 第2トレンチ

第2トレンチは、敷地の西半に設定したもので、長さ10.5m、幅1mを掘削した。

トレンチの南半部は耕作土直下に地山が認められほぼ平坦面をなすが、トレンチ南端から5mの地点で北に傾斜する急な斜面になる。この斜面は深さ2m以上を検出したが、斜面途中で小さな平坦面が見られ、2段掘りの様相を呈した。第1トレンチの状況からみて、この傾斜面付近は、墳丘の第1段斜面に相当すると見られるが、断面図に示した第11・12・13層には近世期の土師器・磁器が多量に含まれていたため、この時期までに攪乱されているとみられる。したがって、ここにみられる2段の斜面は、本来の墳丘第1段斜面とは異なるものと考えられる。

一方、この北向きの斜面に対応するように、トレンチの北端で地山を削り出した、南に傾斜する斜面がみられ、すなわち、この部分は土坑状の落ち込みになっていた。現地の制約からこれ以上のトレンチの拡張を行わなかったため明確ではないが、先に記した出土遺物のあり方からみて、この部分におそらく土師器などの廃棄用の土坑が存在したと思われる。





第6図 トレンチ土層断面図 (S.=1/80) ※アルファベット記号は、第5図に対応する。

なお、この十坑状の落ち込みはトレンチの上端から2m付近まで掘り下げたところ、トレンチの壁が崩れるなど、危険な状態が生じたので、底での地山検出に至らなかったが、埋土の除去を断念せざるをえなかった。

## 2. 遺構

古墳に直接関わる遺構は第1トレンチで検出した。以下第1トレンチについて記す。

### 葦石

すでに前節に述べたように、トレンチの南半は極緩やかな傾斜をもつもののほとんど平坦面をなしている。この部分は墳丘の第1段テラスに相当するものとみられる。

なお、この部分には埴輪列やその他の木製品を樹立させた痕跡を認めることはできなかった。本来の墳丘2段目の基底までの間に未掘削の部分があったので、そこに存在するのかもしれない。しかし、地山に至る堆積土の状況からみれば、この平坦面自体が後世の削平を受けており、本来の高さより低くなっているものと考えられる。

葦石は、この平坦面の北側の斜面で検出した。斜面の上部の葦石は攪乱を受けあるいは自然に転落して、旧状を保っていなかったが、第7図および第8図に示したように、斜面下端部で確認することができた。

葦石は花崗岩の削石が用いられていた。基底石は30cm大の石がおおむね東西方向に並べ置かれていた。この方向は、前方部の北辺に平行するものである。長さ2.2mを検出した。基底石の設置に際しては、斜面下端を段掘りにして掘っていた。

全体的には基底石より小形の、10～20cm大の石を葺いていた状況がみられたが、トレンチの中央付近で基底石と同大のやや大形の石が、斜面上部に向かって1列に下から順次積まれている部分があった。これは、葦石を設置する際の作業区画に相当するとみられる。つまり、葦石を設置する作業手順としては、まず基底石を据え、斜面に作業区画を行って、その岡を埋めるように全体を小形の石を用いて葺いたものである。

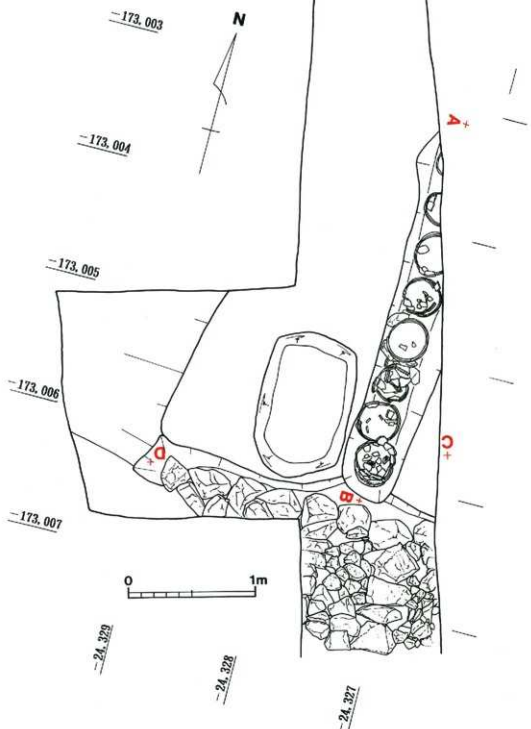
### 埴輪列

埴輪列はトレンチの北端部の平坦面で検出した。少なくとも8個体が列をなしている状況を確認した。埴輪の上部は破損していたが、3段目のタガまでを残すものもあり、遺存状況は良好であった。

なお、埴輪の取り上げに際しては、トレンチの壁面から遊離した5個体のみを取り上げ、残り3個体については、既述のように今次調査の性格に鑑みて現地に残した。

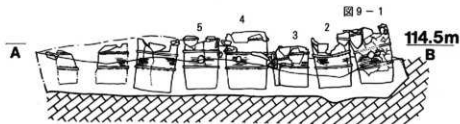
埴輪列は、葦石に北接するものを南端として、おおむね北方向に伸びる（第7図）。

埴輪列の据付けに際しては、幅50cm、深さ25cm程度の溝を掘り、この溝の底に5～10cmの置土をしてから円筒埴輪を設置するものである。置土は、第8図-2に示したように赤褐色砂質土である。



第7図 埴輪列・葦石 平面図 (S.=1/30)

※アルファベット記号は、第8図に対応する。



1. 埴輪列立面図



- 註 1. 暗黄褐色砂質土    3. 暗黄褐色砂質土    5. 黄褐色砂質土  
 2. 黄褐色砂礫土    4. 暗黄褐色砂質土    6. 赤褐色砂質土

2. 埴輪列断面図



3. 葦石立面図



第8図 埴輪列・葦石 立・断面図 (S.=1/30) ※アルファベット記号は、第7図に対応する。

さて、円筒埴輪設置後、樹木の安定を図るために、まず、埴輪の外側を掘付け溝の深さ分埋戻すが、この高さは埴輪の第1段目タガの高さにはほぼ相当する。すなわち、埴輪列は、第1段のタガの高さまでが土に埋まるように掘付け溝の大略の深さが決められ、さらに置き土によってその深さが調節されていたものと思われる。

次に、埴輪の内側にも土が戻される。埴輪の内部には、多くの破片が落ち込み埋もれていたが、第8図-2に示した断面図の第3層には、埴輪片が含まれていなかった。そしてこの第3層の高さ

はおおむね第1段目のタガの高さに相当するので、この第3層までを埋戻していたものであろう。

なお、埴輪4・5では、据付け溝の埋戻し後に、埴輪の下部に径10cm程度の礎を置いていた。おそらく埴輪と埴輪の間を詰めるなどして、埴輪設置時の安定を図ったものと思われる。必ずしも普遍的にみられたものではないが、必要に応じてこのような造作をしていたものであろう。

朝顔形埴輪については、その後の整理・接合作業の結果、埴輪1および5がそれであると判断できた。すなわち、少なくともこの部分では4本に1本の割合で朝顔形埴輪が設置されていたものである。

また、埴輪列の設置時の列の方向とスカシ孔の方向との関係については、その一部は第8図-1からも読みとれる。基本的には、第2段目から上位の各段に千鳥に配する円形スカシの、2段目のスカシを、列の方向に直行する方向、すなわち正面から見える方向に設置していたかにみえる。しかし、埴輪4は約45度、この方向からずれている。また、後述するように、埴輪2は第2段目にスカシ孔を穿っておらず、この埴輪については、第3段目のスカシ孔を正面に向けていた。

### 3. 出土遺物

出土遺物は、既述のように、朝顔形埴輪を含む円筒埴輪列を原位置で検出したほか、古墳上位からの流出土中から埴輪片をコンテナに5箱分程度を検出した。このほか、中・近世期の瓦器・土師器・磁器などがあるが、ここでは、古墳に直接関わる埴輪について報告する。

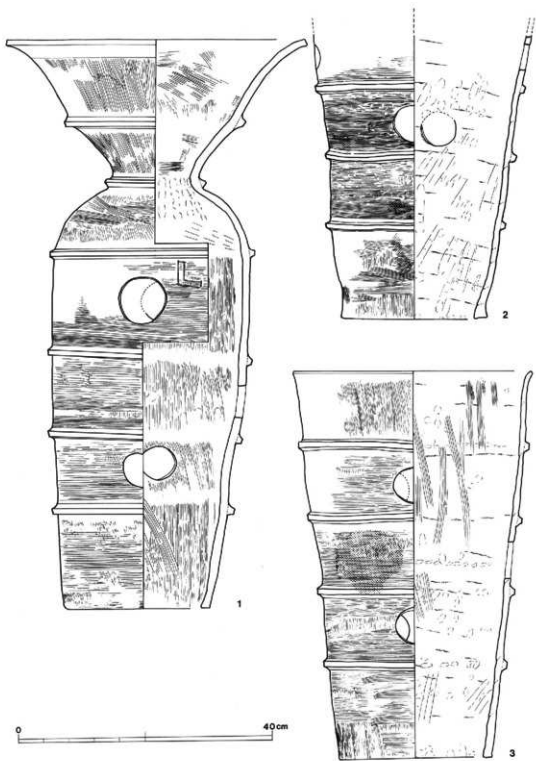
合計41点が図化でき、第9～14図に示した。それぞれの出土位置または出土層位は、(1)～(5)が埴輪列として検出したものである。この遺物番号は、第8図-1の埴輪列立面図に対応させている。また、(6)～(25)は第1トレンチ第6層から、(26)～(41)は第1トレンチ第7層から出土した。

遺物個々の詳細については、遺物実測図(第9～14図)および出土埴輪観察表(29～32頁)に記しているので重複は避けるが、この節では、特に、ほぼ完形に復原しえた(1)～(5)を中心に、観察表に表現できなかった事柄を記述する。また、図示したすべての埴輪について、胎土観察を行ったので、その結果を総括する。

なお、観察表および本文中で用いた円筒埴輪タガ断面形態および口縁部形態の分類は、上田 睦「円筒埴輪編年から見た古市・百舌鳥古墳群の構成」<sup>(17)</sup>に、外面調整の分類は、一瀬和夫「古市古墳群における大型古墳埴輪集成」<sup>(18)</sup>に従っている。

また、胎土観察については、近年御所市内の遺跡発掘調査の報告書として刊行された『橿原遺跡Ⅰ』<sup>(19)</sup>などと同様に、寺沢薫編『矢部遺跡』<sup>(20)</sup>で採られた方法を採用した。したがって、観察に際しては、『矢部遺跡』などで使用された顕微鏡と同・器械である、ナショナルライトスコープFF-393(30×)を使用した。

遺物の実測図は、(1)～(5)(第9・10図)は1/6のスケールに、(7)～(41)(第11～14



第9圖 出土埴輪(1) (S.=1/6)

図)は1/3に統一した。また、図中のトーンは黒斑を示している。

(1)は、朝顔形連輪である。全体の2/3以上が遺存している。完形に復原しているが、厳密には、復原に際して口縁端部近くはそれより下位との接点をもたなかった。しかし、タガの状況などからみて、復原高はほぼ間違いない。

口縁部はラッパ状に大きく開き、端部はわずかに肥厚して外類する面をなす。スカシは、円形のそれを2・3・4段目の、対抗する2箇所に分ち、段ごとに千鳥に配される。

外面の調整はタテハケの後、ストロークが比較的長く水平方向にハケ調整を継続させるC a種ヨコハケが施されている。この調整は1段目にも行われている。

内面はナデ調整の後タテ方向のハケ調整を行っている。ハケ原体の条数は5条/cmと比較的粗い。なお、3段目以上は外面に赤色顔料が塗布されている。

(2)は全体の2/3以上が残存していたが、口縁部までは接合しなかった。

タガの断面形態は基本的には台形を呈し高さが高い2 a類に相当する。

スカシは、3段目以上に穿たれ、2段目にはない。3・4段目の対抗する位置に2箇所の円形スカシをあげ、段ごとには千鳥に配している。

外面調整は、タテハケの後、C a種ヨコハケで仕上げる。ヨコハケは1段目から行われる。遺存状況が良好でないため観察しにくい、3段目のヨコハケを見ると、タガ間をヨコハケ調整で埋めるのに、少なくとも外面を4周している。原体幅の比較的狭いものが使われたらしい。

内面調整は、指頭による押圧後、指頭による斜め方向のナデで仕上げている。この最終段階のナデは、向かって右上がりの方向で行われている。

(3)は3/4近くが遺存した。

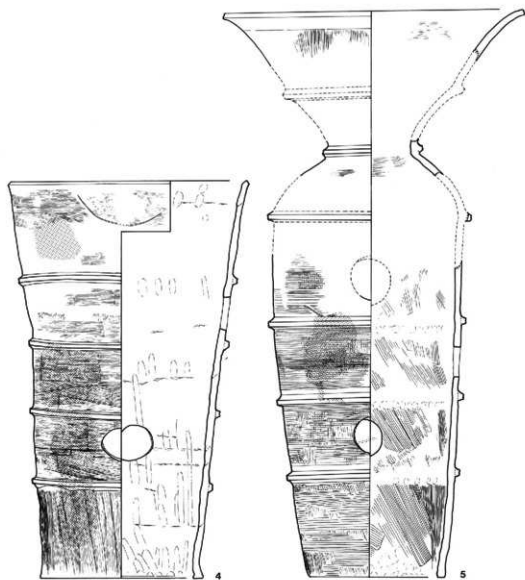
口縁部は、外反して端部に面をもつⅢ a類である。タガの断面形は基本的には台形を呈し高さが高い2 a類であるが、部分的にM字状を呈する箇所もある。

外面調整は、タテハケの後、C a種ヨコハケが行われている。このヨコハケは1段目から施されるが、5段目すなわち口縁部には行われない。

1次調査のタテハケは、7条/cmの、条線がやや細かいハケ原体を用いるのに対し、2次調整のヨコハケは6条/cmの、それより粗い原体を用いている。

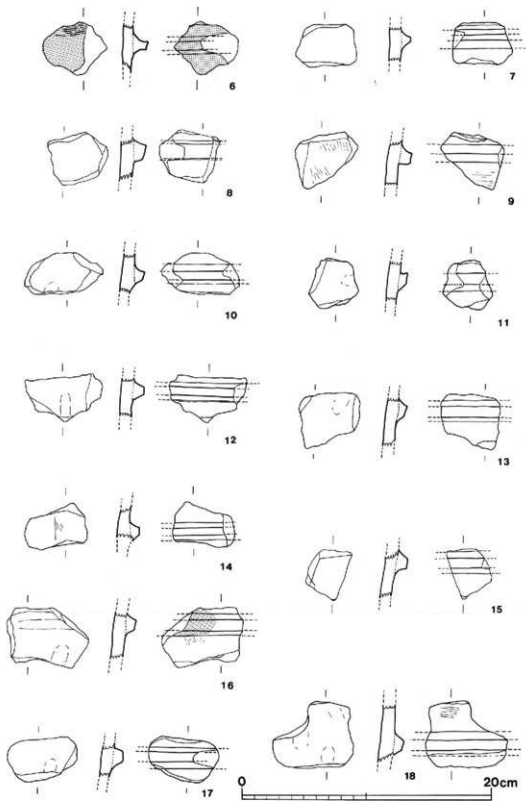
このヨコハケに用いられたハケ原体の幅は、7.7cmとタガ間の約3/4を占める広いものである。そして2・3・4段目については、各段につき上ド2回のヨコハケで仕上げている。内面の調整は指頭による押圧後のナデを基本とするが、部分的にハケも用いられている。この内面調整に用いられるハケ原体は、6条を1単位とする幅1.3cmの狭いもので、外面調整用のハケとは明らかに異なっている。

(4)は、全体の2/3以上が残存していたが、口縁部近くで胴部との接合ができなかった。しかし、破片の検出位置やその他の状況から、同一個体と判断できたので(3)などを参考にして完形

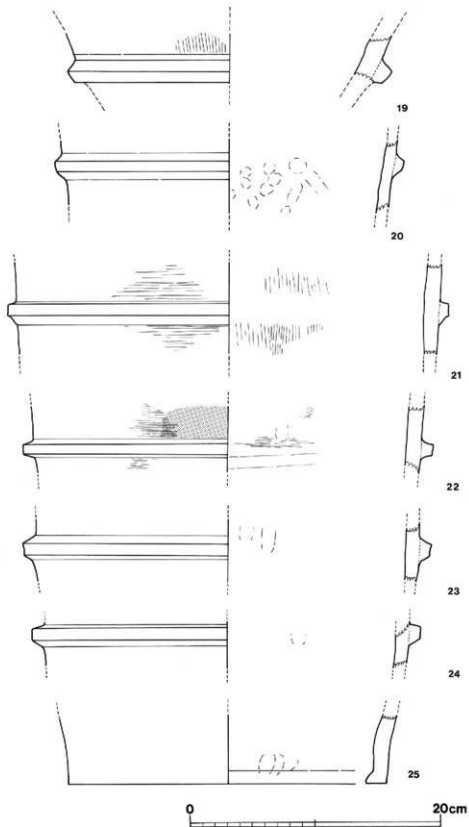


第10圖 出土埴輪（2）（S.=1/6）

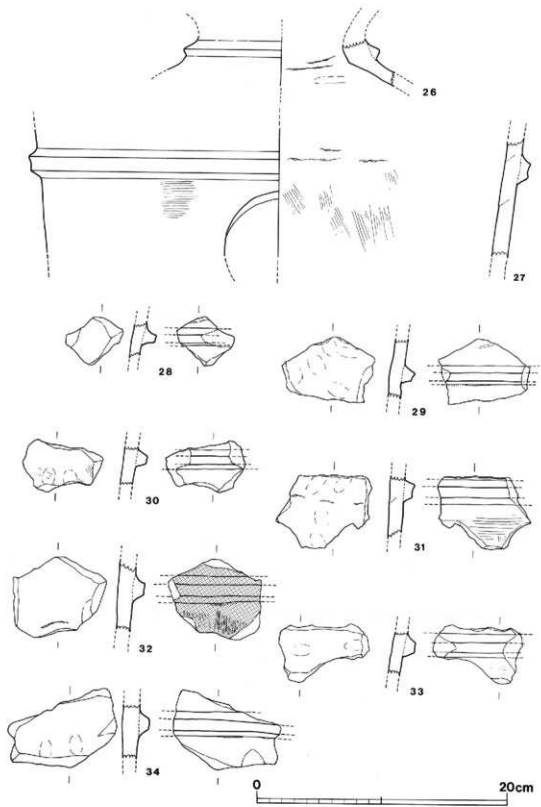




第11圖 出土埴輪(3) (S.=1/3)



第12圖 出土埴輪(4) (S.=1/3)



第13圖 出土埴輪(5) (S.=1/3)

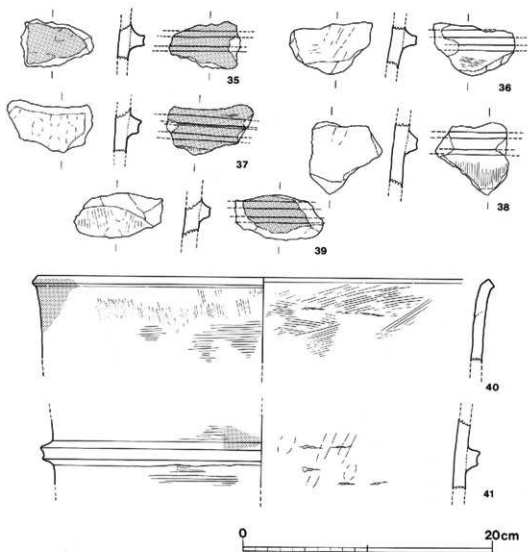
に復原した。

口縁部は、直立して端部を撫でるだけで終わるⅣ類である。また、タガの断面形態はM字形を呈し高さの高い3 a類に当たる。

スカシは、2段目と4段目に穿たれているが、3段目にはない。

外面の調整はタテハケの後ヨコハケを施している。タテハケは1段目に残っている。このハケ原体の幅は確定することができなかったが、7条/cmの条線が認められる。

ヨコハケ調整は、2段目以上に施す。ストロークの比較的短い静止痕が認められることから、B b種ヨコハケに相当するものである。4・5段目は遺存状態が悪いが、2・3段目を観察すると、ヨコハケに使用されたハケ原体は、基本的にはタガ間の長さの1/2程度である幅5cmのものである



第14図 出土埴輪(6)(S.=1/3)

ことが判る。条線の密度は10条/cmと比較的細かい。この外面調整のヨコハケは、タガ崗を、下から順に少なくとも3層することで埋められている。

また、4・5段目については定かではないが、ハケの条数が5.5条/cmと2・3段目より粗いものが使用されている。

内面の調整は、指頭による押圧のほか、タテ方向のナデ調整が施される。

(5)は、朝顔形川筒地輪である。実際には円筒部と肩部・口縁部がそれぞれ接合されなかったが、検出時の位置、各破片の焼成・胎土の状況から同一個体と判断できたので、図上復原した。

口縁部は(1)と同様、ラッパ状に大きく開き、端部はわずかに肥厚し外傾する面をなす。タガの断面形態はM字状を呈し高さが高い3a類である。

外面の調整はタテハケの後、ストロークが比較的長く水平方向にハケ調整をつなげるCa種ヨコハケが施される。ハケ原体は5条/cm・4条/cmの2種が観察され、比較的条線の間隔が粗い。内面は斜め方向のハケの後、指頭によるナデが施されている。

なお、3段目以上の外面に(1)と同様、赤色顔料が塗布されている。

以上の、埴輪列として検出した遺物のほかに、口縁部の形態が判る資料として(40)がある。外反して端部に面をもつaⅢ類に相当する。

さて、次に胎土観察の結果を記す。

この節の冒頭でも述べた通り、胎土の観察は守沢薫編『欠部遺跡』<sup>(27)</sup>で採られた方法および基準を援用した。

藤田和尊氏は、この方法および基準によって、葛城山東麓部に位置する橋原遺跡で出土した土器218点の観察から、「石英M-S・3-4、長石M-S・3、角閃石S・3、雲母S・2、チャートS・0-1、赤色燧粒については堯がS・0-1、それ以外の器種がM-S・1-2」を典型的な橋原遺跡在地の土器の胎土であるとされた。なお橋原遺跡から約1.5km離れた地点に所在する名柄遺跡出土土器について、同様の方法で胎土観察を行った結果、観察総点数は少ないが、25個体中88%がこのような胎土のあり方を示すことが確認できた。<sup>(28)</sup>

今次調査出土の埴輪41個体について観察してみると、そのうち19個体が、「石英L-M・2-3、長石M・2-3、角閃石S・1-2、雲母S-⑤・1-2、チャートS・0-1」との結果を得た。すなわち、(2)・(3)・(4)・(8)・(11)・(12)・(13)・(14)・(15)・(16)・(23)・(25)・(27)・(28)・(29)・(31)・(33)・(34)・(40)がそれに当たる。胎土内鉱物のあり方は、橋原遺跡で抽出されたそれに似るかとも思われるが、比較すると石英がやや多いことや角閃石が少ないことが、違いとして認識できる。

一方、(1)・(5)・(7)・(9)・(10)・(17)・(18)・(19)・(20)・(21)・(22)・(26)・(27)・(30)・(32)・(38)・(39)・(41)の18個体は、「石英L-M・4-3、長石M-S・2、角閃石S・1-2、雲母S-⑤・1-2、チャートL-M・2-3」との

観察結果が得られた。これらは、先の一群や、楯原遺跡在土器の典型とされたものに比べると、チャートが大きく多いことが大きな特徴であり、明らかにそれらとは弁別できる。

胎土の観察結果によれば、出土地輪は、上のような2群が大勢を占めるが、それ以外のものとして、(6)・(35)・(36)・(37)の一群があった。これらは、角閃石が少なく雲母が11立つものである。このほか、(24)は雲母・チャートがともに少なく角閃石がやや多い点で、楯原遺跡在土器の典型とされたものによく類似する。

次に、このような胎土観察の結果を形・型式との関係で見よう。

まず、朝顔形埴輪は、(1)・(5)・(19)・(26)の4個体があり、外面に赤色顔料が塗布されていることから朝顔形と見られる(21)を加えると5個体になる。そしてそのいずれもが、チャートが大きく多い胎土をもつ埴輪である。

また、タガの断面形態の分類を見ると、突出して上辺をつまむ1類は、角閃石が少なく雲母が11立つ一群の、4個体のうち3個体に見られた。一つの傾向を示すものと思われるが、このタガ断面形態の1類は、この一群以外の(28)にも認められる。資料点数が少ない現状ではこの関係は不明とせざるをえない。

このほか、特にほぼ全体の形状が判った(1)～(5)には、外面調整の手法や、スカシ孔の配置などで個体ごとの特徴も見いだされる。これらと胎土のあり方との間に何らかの関連性を認めることができるかもしれないが、現状では資料化できた個体が少なく、これ以上の考察の対象とすることはできない。

ただ上に述べたように、少なくとも出土した朝顔形埴輪が、すべてチャートが大きく多いことで特徴的な胎土であることは注目できる。一般に胎土の差は生産地の差と考えられるから、少なくとも今次調査検出の地輪については、朝顔形埴輪の製作地が他の多くの円筒埴輪の製作地とは異なっていた可能性が考えられよう。

さて、先に出土地輪の胎土と楯原遺跡出土土器のそれとの比較を一部行ったが、両者が必ずしも合致するものではなかった。

ところで、藤田孝氏は、楯原遺跡出土土器と対比するために盆地平野部に立地する鴨部波遺跡や中西遺跡出土土器を概観して、ごく近い距離にあっても土器の胎土については大きく異なることがあることを指摘されている<sup>20)</sup>。

そこで、今回、宮山古墳の地輪胎土のあり方を明確にするために、この中西遺跡出土のいわゆる赤機土器のそれとの比較を試みた。中西遺跡は宮山古墳に北接して立地する遺跡である。これまでに弥生土器や古式土師器が検出されているが、古墳時代には宮山古墳の築造期に併行するものとして注目される。

比較資料として用いた中西遺跡出土土器は、既刊の報告書に掲載しているものとし、その胎土観察を改めて実施して第2表として掲げた<sup>21)</sup>。したがって、表中および以下の文中で用いる中西遺跡の

土器番号は、既刊の報告書の土器番号に一致するものである。

中西遺跡出土土器の観察結果に関する詳細な分析はここでは行わないが、宮山古墳出土埴輪の胎土で主体を占めた2者のうち、チャートをあまり多く含まないものに類似するかまたは近いものは、第2次調査の9（以下2-9のように略記する）・2-10・2-11・2-18・2-19・2-20・2-27・2-42・2-43・2-45・2-46・2-47・3-19・3-21・3-25・3-31・3-32の17個体が挙げられる。これは観察個体76個体中、22.4%に当たる。以下、仮にこれを第1群の土器と呼ぶ。

一方の、チャートを比較的多く含むものに類似するかまたは近いものとして、2-5・2-17・2-24・3-3・3-4・3-20の6個体（全体の7.9%）があった。これらを同様に、第2群の土器と呼ぶ。

第1群の土器は、「橋原遺跡の在地の土器の典型的な胎土」に類似するかまたは近い土器などよりも、全体に占める割合が高いものになっているものの、第1群・第2群の合計は30.3%で全体の1/3程度に止まるものである。したがって、中西遺跡の土器のうち、宮山古墳埴輪胎土に似る胎土をもつものは、比較的高い割合で含まれるものの、主体を占めるとは言えない。

ところで、中西遺跡出土土器の中で、最も目立ったものは、「石英M-S・2~3、長石M-S・2~3、角閃石S・2、雲母S・2~3、チャートS・0~1、赤色斑紋M・0~1」で、これに合致するかまたは近いものは計26個体（全体の34.2%）が認められた。これらを同様に、第3群の土器と呼ぶ。

実は、第1群と第3群の土器の胎土の差は、石英および長石が第3群の土器の方が小さいことにある。このような砂粒の大きさの差は、単純に粘土の採取地の違いに起因するものかもしれない。しかし、粘土採取後の素地作製段階で、例えば水篩などによって粘土素地の精良化を行っているとなれば、同様の地点で採取された粘土でもこのような差異が生じるかもしれない。

今回観察した中西遺跡の土器について、そのようなことがあったと断定することはできない。しかし、このような観点で先に挙げた土器群をみると、第1群の土器のうち弥生土器は、17個体中11個体（68.8%）であるのに対して、第3群の土器では、26個体中1個体（3.8%）に止まることは注意される。すなわち、第3群の土器の多くは布留式土器であって、粘土素地の精良化への意識がより高いものとも思われる。

もし仮に、胎土の差がそのような事情によって生じたものとなれば、第3群の土器の胎土もまた、宮山古墳出土埴輪の胎土に類似したものであった可能性も考えられる。その場合、中西遺跡出土土器のうち64.5%が、宮山古墳出土埴輪の胎土うち主体を占めたもののいずれかに類似することになる。

推定に頼った部分が多いが、少なくとも、橋原遺跡など、葛城山・金剛山の山麓部に位置する遺跡出土土器の胎土と比較すると、中西遺跡出土土器の胎土は、宮山古墳の埴輪の胎土との関連が見

い出せるかもしれない。今後の資料の増加を待つとともに、比較の方法についてもさらに検討を重ねておく必要があるだろう。

## 第5章 まとめ

今次発掘調査は、その面積約38m<sup>2</sup>と極めて狭小なものであったが、予想以上の成果を挙げることができた。

すでに述べてきたように、第1トレンチにおいては、斜面や平坦面および埴輪列が検出された。第7図および第8図に掲げているが、ここで、それらが古墳のどの部位に当たるものであるかをまとめておく。

当該地は、第4章「調査の契機と経過」で述べたように、全体的な地形から見れば、前方部北側の墳丘1段目テラスに相当することは自明である。第1トレンチの南半部の平坦面はこの墳丘1段目テラスに当たるものであろう。

一方、トレンチの北半部でも平坦面および埴輪列が検出できた。埴輪列の方向は、おおむね南北方向であり、古墳の主軸にほぼ直交する。すなわち、前方部北側辺に取り付け張出部の西辺に平行するものであり、この埴輪列が張出部に関わる施設であることを示している。

また、この埴輪列の南端付近のトレンチ拡張区で、この平坦面から西方向に下る斜面を検出した。この傾斜変換線の方向は、埴輪列と平行する方向である。つまり平坦面は、埴輪列までの幅約1.4mで、帯状に伸びるものと考えられる(第7図)。すなわち、この平坦面が古墳の基底部より1段高い地点に当たり、2段築成になる張出部のテラス部分に当たることがわかる。

したがって、第1トレンチのほぼ中央付近で検出できた北向きの斜面は、墳丘第1段テラスと張出部第1段テラスの段差をつなぐ斜面に相当するものである。また、張出部1段目テラスから西に傾斜する斜面では、さらに北西方向への傾斜変換線を認めることができた。これは、前方部北側と張出部西側の、それぞれ1段目斜面の境になると考えられる。

なお、1971(昭和46)年の発掘調査の結果から、この張出部が古墳築造当初から計画された2段築成のものであったとされているが、上のように、今回の調査でもこれを追認することができたのである。さらにまた、墳丘1段目のテラスの幅は、異様に広いものであるとされることもあったが、墳丘裾部に多量の土砂が流れ込んでいることが明らかになり、このテラスの幅は2段目のテラス幅と同程度か、むしろ狭いものであることがわかった。

極めて部分的な状況ではあるが、このように今回の調査地は小規模ながら、前方部と張出部の接点という、複雑な構造の部位に相当したため、後述(39~45頁)のように、この古墳の旧状を復元的に検討することも可能になった。

また、わずかな量とはいえ、埴輪列を原位置で検出できたことは重要である。宮山古墳の埴輪は、



これまで後円頂部の形象埴輪のほか円筒埴輪も知られており、一部資料化されている。今回検出した埴輪はこれらの追加資料となるだけでなく、整理作業の結果、ほぼ完形にまで復原できたものがあって、形状や法量の上で新知見を得ることができた。

さらに、これら埴輪の胎土観察の結果、朝顔形と普通円筒と間に違いが認められ、形式によって製作地が異なっていることも予測された。

なお、検出した埴輪は、従来いわれている宮山古墳の築造時期、すなわち中期前葉に合致するものである。

宮山古墳の周辺部は、古くから宅地化が進み、特に基底部付近で旧状を失いつつある。今後とも、地道な調査が重要になり、保存に必要な基礎資料の収集が必要である。

第1表 出土地輪観察表

番号	造構 層位	法並 (内径復原) 最大径	タガ 形態	外面 調整	ハケメ 長さ (cm)	色調 ・外面 ・内面 ・断面	胎 土						備 考
							石 英	長 石	角 閃石	雲 母	チヤ イト	赤色 炭粒	
1	地輪列	高さ 92.0 口径 47.9 底径 23.5	2 a	Ca	5	・黄褐 ・黄褐 ・黄褐	M	M	S	S	L	0	朝顔形。 3段目以上の外面に 赤色顔料を塗布。 出處有り。 ヘラ記号。
2	地輪列	底径 23.8	2 a	Ca	8	・黄褐 ・黄褐 ・黒灰	M	M	S	S		0	出處有り。
3	地輪列	高さ 62.1 口径 38.1 底径 24.6	2 a (3 a)	Ca	5 ・ 6 ・ 7	・黄褐 ・黄褐 ・黒灰	M	L	S	S	M	1	黒斑有り。
4	地輪列	高さ (64) 口径 38.0 底径 26.2	3 a	B b	5.5 ・ 7 ・ 10	・暗黄褐 ・暗黄褐 ・黒灰	L	M	S	S	M	1	黒斑有り。 ヘラ記号。
5	地輪列	高さ (91.5) 口径 (48.1) 底径 22.5	3 a	Ca	5 ・ 4	・黄褐 ・赤黄褐 ・灰黄	M	M	S	⑤	M	2	朝顔形。 3段目以上の外面に 赤色顔料を塗布。 黒斑有り。 ヘラ記号。
6	1 Tr. 6層		1			・暗褐 ・暗褐 ・黒灰	L	S		L	M	0	黒斑有り。
7	1 Tr. 6層		2 a			・淡赤褐 ・淡赤褐 ・胎褐	L	M	S	M	M	0	表面が比較的摩滅。
8	1 Tr. 6層		2 a			・赤褐 ・赤褐 ・暗赤褐	M	M	S	S	S	0	
9	1 Tr. 6層		2 a	ヨコハケ		・淡黄褐 ・淡赤褐 ・黄灰	M	S	S	S	S	M	胎土粒子細かい。
10	1 Tr. 6層		2 b			・淡黄褐 ・赤褐 ・濃黄褐	M	M	S	S	M	S	

番号	種別	法量 (内は復原 最大径)	タ方 形態	外面 調整	ハケメ 糸数/口	色調 ・外面 ・内面 ・断面	胎 十						備 考
							行	長	角	雲	チヤ ート	赤色 斑粒	
							英	寸	寸	母			
11	1 Tr. 6層		2 b			・赤褐 ・濃赤褐 ・暗赤褐	M 3	M 3	S 2	⑤ 2	S 1	S 1	
12	1 Tr. 6層		2 a			・赤褐 ・赤褐 ・暗灰	M 4	M 3	S 2	S 2	0	S 2	
13	1 Tr. 6層		2 b			・淡赤褐 ・淡赤褐 ・淡赤褐	L 3	L 3	S 2	S ⑤ 2	0	M 1	
14	1 Tr. 6層		2 a			・淡赤褐 ・淡赤褐 ・赤灰褐	(L) M 3	L 3	S 2	S ⑤ 2	S 1	M 1	
15	1 Tr. 6層		2 a			・淡赤褐 ・赤褐 ・赤灰褐	L 3	M 2	S 2	S 1	S 1	S 1	
16	1 Tr. 6層		2 a			・黄褐 ・淡赤褐 ・暗黄褐	L M 3	M 2	S 2	S 2	S 1	S 1	黒斑有り。
17	1 Tr. 6層		2 a			・淡赤褐 ・淡赤褐 ・淡赤褐	L M 4	M 3	S 2	S 2	L 2	M 2	
18	1 Tr. 6層		2 a	ヨコハケ	7	・濃赤褐 ・濃赤褐 ・暗赤褐	L M 2	L S 3	S 1	S ⑤ 2	M 2	M 1	
19	1 Tr. 6層	復原最大径 (26.0)		タテ方向 ハケ		・淡黄褐 ・淡黄褐 ・淡黄灰	M 3	M 2	S 2	S 2	L 2	M 3	朝顔形。 外面に赤色顔料を塗布。
20	1 Tr. 6層	復原最大径 (28.0)	2 a			・黄褐 ・黄褐 ・黒灰	L M 3	M 2	S 1	S 2	M 2	M 1	表面の劣化著しい。
21	1 Tr. 6層	復原最大径 (35.5)	2 a	ヨコハケ	6	・黄褐 ・黄赤褐 ・黄褐	M 3	M 2	S 2	M ⑤ 3	L 2	M 0	外面に赤色顔料を塗布。
22	1 Tr. 6層	復原最大径 (32.9)	2 a	ヨコハケ	8	・黄褐 ・赤褐 ・黄褐	M 3	M 3	S 2	S ⑤ 3	M 3	M 2	黒斑有り。
23	1 Tr. 6層	復原最大径 (32.5)	3 a			・黄褐 ・黄褐 ・黄褐	M 3	M 4	S 2	S ⑤ 2	S 1	S 2	

番号	通構 層位	法量 (内は復原 最大値)	タガ 形態	外面 調整	ハケメ 数/㎡	色調 ・外面 ・断面	胎					赤色 斑粒	備考
							石	長	角	雲	チ		
							英	石	石	母	ヤ ー ト		
24	1 Tr. 6層	復原最大径 (31.0)	2 a			・赤褐 ・赤褐 ・黄灰	M 3	M 3	S 3	S 2	S 1	M 1	
25	1 Tr. 6層	底部径 (25.1)		ナデ		・黄褐 ・淡赤褐 ・暗灰	M 3	M 2	S 2	⑤ 2	0	0	黒斑有り。
26	1 Tr. 7層	頸部実径 (15.7)		ナデ		・濃赤褐 ・濃赤褐 ・暗赤褐	M 3	M 3	S 2	⑤ 3	M 2	S 1	朝顔形。
27	1 Tr. 7層	復原最大径 (40.0)	3 b a	ヨコハケ	5	・黄赤褐 ・赤褐 ・赤褐	M 3	M 3	S 2	S 1	M 2	S 0	
28	1 Tr. 7層		1			・黄褐 ・赤褐 ・黄褐	M 3	M 2	S 1	S 1	0	0	
29	1 Tr. 7層		2 a			・濃赤褐 ・濃赤褐 ・濃赤褐	M 3	M 3	S 2	S 2	M 1	S 1	
30	1 Tr. 7層		2 a			・黄褐 ・淡赤褐 ・出灰	M 3	M 2	M 1	S 3	M 3	S 1	
31	1 Tr. 7層		3 a	ヨコハケ	5	・黄褐 ・淡赤褐 ・出灰	L M	S 3	S 2	S ⑤ 2	S 2	S 1	胎十精良で観察しにくい。
32	1 Tr. 7層		2 a	クテハケ		・灰黄褐 ・赤褐 ・赤褐	M 3	M 3	S 2	S 2	L M	M 2	黒斑有り。
33	1 Tr. 7層		2 a			・濃赤褐 ・濃赤褐 ・濃赤褐	M 2	L 3	S M	S ⑤ 2	M 1	0	
34	1 Tr. 7層		2 a			・淡赤褐 ・淡赤褐 ・黄灰褐	M 2	M 3	S 2	⑤ 2	M 1	0	
35	1 Tr. 7層		1			・黒灰 ・暗褐 ・黒灰	M 3	M 2	S 1	L M	0	0	黒斑有り。
36	1 Tr. 7層		1	ヨコハケ		・暗黄褐 ・暗黄褐 ・黒灰	L M	M 3	S 2	M 2	S 1	0	

番号	遺構 層位	法 量 (内は復原 最大値)	タガ 形態	外面 調整	ハケメ 数 (表/面)	色 調 ・外面 ・内面 ・断面	胎 土						備 考
							石 英	長 石	角 閃 石	雲 母	チャ イト	赤 色 塵 粒	
37	1 Tr. 7層		3 a	タテハケ		・暗灰 ・赤褐 ・暗灰	L M 3	M S 2	S I 2	L S 2	S I 2	S I 2	黒斑有り。 雲母やや大きい。
38	1 Tr. 7層		3 a	タテハケ	6	・淡赤褐 ・淡赤褐 ・淡赤褐	M 2	M 2	S I 2	S 2	L M 2	M I 1	
39	1 Tr. 7層		2 a			・暗灰 ・淡赤褐 ・淡赤褐	M 2	S 2	S I 2	S 2	M 3	M 0	出露有り。
40	1 Tr. 7層	口径 (36.0)		ヨコハケ	5	・淡黄褐 ・淡黄褐 ・暗灰	M 2	M 2	S I 2	S 2	S I 2	S I 2	黒斑有り。
41	1 Tr. 7層	復原最大径 (35.0)	3 a	ヨコハケ	5	・黄褐 ・淡赤褐 ・暗灰	M 2	M 2	S 2	S 2	L I S 3	S I 1	黒斑有り。

第2表 中西遺跡出土土器胎土観察表

凡例

①遺物番号はの中西遺跡発掘調査報告書（文献註3-b・c）の遺物番号に一致する。

例：2-1、第2次調査1番

②胎土のあり方による分類（本文中第C群と称したものは以下の通り。表中' )は、それに近いものを示す。

- 1：宮山古墳出土地輪で土体を占めた2者のうち一方に似るもの。石英がやや大きく角閃石が少ない。  
「石英L-M・2~3、長石M・2~3、角閃石S・1~2、雲母S (5)・1~2、チャートS・0~1、赤色斑粒M・0~1」
- 2：宮山古墳出土地輪で土体を占めた2者のうち一方に似るもの。チャートが大きく多い。  
「石英L-M・4~3、長石M-S・2、角閃石S・1~2、雲母S (5)・1~2、チャートL-M・2~3、赤色斑粒M・0~1」
- 3：中西遺跡出土土器で最も目立つたもの。  
「石英M-S・2~3、長石M-S・2~3、角閃石S・2、雲母S・2~3、チャートS・0~1、赤色斑粒M・0~1」
- 4：瀬原遺跡在土器の典型とされたものに似るもの。  
「石英M-S・3~4、長石M-S・3、角閃石S・3、雲母S・2、チャートS・0~1、赤色斑粒については量がS・0~1、それ以外の器種がM-S・1~2」
- 5：雲母が大きく多いもの。  
「石英L-M・2~3、長石S・2~3、角閃石S・1~2、雲母M-S・3、チャートM・1~2、赤色斑粒0」

遺物番号	器種	石					赤色斑粒	胎土のあり方	備考	遺物番号	器種	石					赤色斑粒	胎土のあり方	備考													
		石英	長石	角閃石	雲母	チャート						石英	長石	角閃石	雲母	チャート																
2-1	赤土器壺	M	S	S	S			(4)	2-7	赤土器壺	L	M	S	M			5		2-8	赤土器壺	L	S	S	S	L			輸入土器 長石・雲母 少ない。				
		S		(5)							M										S											
		3	3	3	3	0	0				3	2	3	3	0	0						1	1	2	1	2						
2-2	赤土器壺	L	S	S	S			(4)	2-9	赤土器壺	L	M	S	S							2-10	赤土器壺	L	M	S	(5)	M			(1)		
		M									S											M										
		2	3	3	1	0	0				S											3	3	1	1	0	0					
2-3	赤土器壺	L	S	S	M	M			5		4	3	1	1	0	0					2-11	赤土器壺	M	L	S	S	M				(1)	
		M			S						S											M										
		3	3	2	3	1	0				3	3	2	2	1	0						3	3	2	1	1	0					
2-4	赤土器壺	M	S	S						2-12	赤土器壺	M	L	S	M								M									
		S									M											S										
		2	2	1	1	0	0				3	3	2	1	1	0						2	2	1	3	0	0					
2-5	赤土器壺	L	L	S	S	M		(2)			2	2	1	3	0	0						2	2	1	3	0	0					
		S									S											S										
		3	3	1	1	2	0				2	2	1	3	0	0							2	2	1	3	0	0				
2-6	赤土器壺	M	S	S	L	M			5		2	2	1	3	0	0						2	2	1	3	0	0					
		S									S											S										
		2	2	2	3	2	0				2	2	1	3	0	0							2	2	1	3	0	0				

遺物 番号	器種	石 英	長 石	角 閃	雲 母	赤 色 麻 紋	胎 土 の 有 り 方	備 考
2-13	胎土器 甕	M   S	S 3	S 3	S 3	⑤	0 0	4
2-14	胎土器 甕	S   S	M 2	S 3	S 2	M 1	0	胎入土器 石夾少なく、 長石多い。
2-15	胎土器 甕?	S 3	S 3	S 2	S 2	⑤ M	0 2	3
2-16	胎土器 甕	L   M	M 3	S 2	L   M	S 3	0 0	5
2-17	胎土器 甕	L   S	M 4	S 1	S 2	S 1	M 3	(2)
2-18	胎土器 甕	L   M	M 3	S 3	S 1	S 0	S 0	1
2-19	胎土器 甕	L   S	M 4	S 3	S 2	S 1	M 1	(1)
2-20	胎土器 甕	L   S	M 4	S 3	S 2	S 1	M 1	(1)
2-21	胎土器 甕	M   S	S 2	S 1	S 3	S 1	M 0	5
2-22	胎土器 甕	M   S	M 3	S 3	S 2	S 0	S 0	4
2-24	胎土器 台付 鉢	M   S	S 3	S 2	S 1	⑤ M	M 3	(2)
2-25	胎土器 甕	M   S	S 3	S 3	S 2	S 0	S 0	4
2-26	胎土器 甕	M   S	S 3	S 4	S 2	⑤	S 0	(4)
2-27	胎土器 甕	L   S	S 2	S 2	S 2	S 0	S 0	(1)
2-28	胎土器 甕	S 1	S 2	S 4	S 3	S 0	S 0	胎入土器 角閃石・雲 母多く、石 夾少ない
2-29	胎土器 甕	M   S	S 2	S 2	S 2	S 1	S 0	胎入土器 径1cm前後 の青灰色粒 を多く含む。
2-30	胎土器 甕	M   S	S 3	S 2	S 2	⑤ M	M 2	3
2-31	胎土器 甕	M   S	S 3	S 2	S 2	⑤ M	M 2	(3)
2-32	胎土器 高杯	S 2	S 2	S 2	S 1	⑤	S 0	3
2-33	胎土器 高杯	S 3	S 3	S 2	S 0	⑤	S 2	(3) 角閃石やや 目立つ。
2-34	胎土器 高杯	S 2	S 3	S 2	S 2	⑤ S	S 1	3
2-35	胎土器 高杯	S 2	S 3	S 1	S 3	S 0	S 0	(3)

遺物 番号	器種	石 英	長 石	角 閃	雲 母	チャ ート	赤 色 珪 粒	胎 土 の あ り 方	備 考	遺物 番号	器種	石 英	長 石	角 閃	雲 母	チャ ート	赤 色 珪 粒	胎 土 の あ り 方	備 考	
																				2
2-36	1脚 小瓶	S 2	M 2	S 3	S 1	S 0	S 0	(3)?	角閃石やや 日立つ。	2-47	1脚 小瓶	M 1	S 1	S 3	S 2	S 2	S 1	S 0	S 0	1
2-37	1脚 小瓶	L 1	S 1	S 3	M 3	M 3	M 2	(4)		3-1	1脚 小瓶	M 3	S 1	S 2	S 1	S 1	S 1	S 0	S 0	(3)
2-38	1脚 小瓶	S 2	S 2	M 2	M 4	M 0	M 1	(5)		3-2	1脚 小瓶	L 1	S 3	S 3	S 2	S 0	S 2	S 0	S 0	(4)
2-39	1脚 小瓶	M 1	S 1	S 1	S 1	S 1	L 3		搬入土器 石英・長石 少なくチャ ート多い。	3-3	1脚 小瓶	L 2	M 2	S 2	S 2	S 3	S 2	M 1	M 0	(2)
2-40	1脚 小瓶	M 1	S 3	S 3	M 2	M 3	S 0	5		3-4	1脚 小瓶	L 3	S 2	S 1	S 1	S 3	S 0	S 0	S 0	2
2-41	1脚 小瓶	L 1	M 4	S 3	S 3	S 3	S 0	4		3-5	1脚 小瓶	M 2	S 2	S 2	S 3	S 0	S 1	M 3	(3)?	角閃石やや 日立つ。
2-42	1脚 小瓶	L 4	M 3	S 2	S 1	S 1	S 0	1		3-6	1脚 小瓶	M 2	S 2	S 1	S 3	S 0	S 1	S 3	S 3	
2-43	1脚 小瓶	L 4	L 3	S 1	S 2	S 1	M 0	(1)		3-7	1脚 小瓶	M 2	S 3	S 3	S 2	S 1	S 0	S 0	(3)?	角閃石やや 日立つ。
2-44	1脚 小瓶	M 4	M 3	S 3	S 3	S 0	S 0	(4)		3-8	1脚 小瓶	S 2	S 3	S 3	S 2	S 0	S 0	S 0	(3)?	角閃石やや 日立つ。 花崗岩類含 む
2-45	1脚 小瓶	L 4	L 3	S 2	S 3	S 1	M 0	(1)		3-9	1脚 小瓶	S 2	S 3	S 2	S 2	S 0	S 0	S 3	S 3	
2-46	1脚 小瓶	M 2	S 3	S 1	M 2	M 0	S 0	(1)		3-10	1脚 小瓶	S 1	S 2	S 2	S 1	S 0	S 1	M 1	S 3	



遺物 番号	器種	石	長	角	雲	チ	赤	胎 土の あり 方	備 考	遺物 番号	器種	石	長	角	雲	チ	赤	胎 土の あり 方	備 考	
		英	石	石	母	ヤ	色					石	石	母	色	石	石			母
3-11	土師器 高杯	S 2	S 3	S 3	S 2	S 0	S 0	(3) ?	角四石やや 互立つ。	3-21	土師器 壺	L 1 3	S 1	S 2	S 2	S 2	M 1	S 1	(1)	
3-12	土師器 高杯	L 1 M 3	S 3	S 2	S 3	M 1	L 2		楕入土師 器母やや多 く、赤色斑 粒多い。	3-24	土師器 壺	M 2	S 1	S 2	S 3	S 1	M 0		(3)	
3-13	土師器 高杯	M 1 S 1	S 3	S 3	S 0	S 2			楕入土師 石英少ない	3-25	土師器 壺	L 3 M 3	M 3	S 2	S 2	S 0	S 0		1	
3-14	土師器 高杯	S 1	S 2	S 2	S 1	S 0	S 0	(3)		3-26	土師器 壺	M 1 S 3	S 3	S 3	S 1	S 0	S 0		(4)	
3-15	土師器 小馬杯	S 1	S 2	S 2	S 3	M 0		(3)		3-27	土師器 高杯	S 1 S 2	S 2	S 1	S 0	S 0			(3)	
3-16	土師器 小馬杯	S 1	S 2	S 2	S 1	M 1	M 2	(3)		3-28	土師器 高杯	S 2	S 3	S 2	S 1	S 3	M 2	S 3		
3-17	土師器 小馬杯	S 3	M 3	S 2	M 2	S 0	M 1	3		3-29	土師器 高杯	S 2 S 2	M 3	S 2	S 2	S 0	M 1		3	
3-18	土師器 小馬杯	M 1 S 2	S 2	S 2	S 3	S 0	M 2	3		3-30	土師器 高杯	S 1 S 3	M 3	S 2	M 2	S 0	S 0		3	
3-19	土師器 壺	L 1 S 3	M 2	S 2	S 1	S 0	S 0	1		3-31	土師器 高杯	L 1 M 3	M 2	S 2	S 2	M 1	S 1		(1)	
3-20	土師器 高杯	L 1 S 3	M 3	S 3	S 2	L 2	M 1	(2)		3-32	土師器 壺	M 1 S 4	M 3	S 2	S 1	S 0	S 0		(1)	

## 文献註・補註

- (1) 藤田和尊『橿原遺跡Ⅰ』（『御所市文化財調査報告書』第17集、1994年）  
木許 守『橿原遺跡Ⅱ』（『御所市文化財調査報告書』第18集、1994年）
- (2) 藤田和尊『鴨都波12次復元』（『御所市文化財調査報告書』第12集、1992年）ほか
- (3) a 関川高功『御所市霊山墓古墳外苑』（『奈良県遺跡発掘調査概報』1988年度、1989年）  
b 木許 守『中西遺跡-第2次発掘調査報告-』（『御所市文化財調査報告書』第9集、1990年）  
c 木許 守『中西遺跡-第3次発掘調査報告-』（『御所市文化財調査報告書』第10集、1991年）
- (4) 坂 清 編『南郡遺跡群Ⅰ』（『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第68冊、1996年）
- (5) 藤田和尊『奈良県御所市名所遺跡』（『日本考古学年報』42（1989年度版）、1991年）
- (6) 尾本 一『琴柱形石製品の新例』（『考古学雑誌』第28巻第6号、1938年）
- (7) 網下善教『鎌子塚古墳』（『御所市史』、1965年）  
南葛城地域の古墳文化研究会『奈良県御所市掖上鎌子塚 測量調査報告』、1986年  
橋本百夫『御所市掖上鎌子塚 前方部周濠発掘調査概報』（『奈良県遺跡発掘調査概報』1977年度、1978年）  
木許 守『掖上鎌子塚古墳第2次発掘調査報告』（『御所市文化財調査報告書』第14集、1992年）
- (8) 藤田和尊編『石山境谷10号墳発掘調査報告』（『御所市文化財調査報告書』第4集、1986年）  
藤田和尊編『石山境谷10号墳発掘調査報告』（『御所市文化財調査報告書』第6集、1987年）ほか
- (9) 白石太一郎・河上邦彦『葛城・石光山古墳群』（『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第31冊、1976年）
- (10) 藤田和尊『位置と環境』（『巨勢山境谷10号墳発掘調査報告』、『御所市文化財調査報告書』第4集、1986年）
- (11) 梅原未治『大和御所町附近の遺蹟』（『歴史地理』第39巻第4号、1922年）
- (12) 秋山日出雄・網下善教『東大塚』（『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第18冊、1959年）
- (13) 泉森 敏・河上邦彦『空大塚古墳前方部張出部の調査』（『青陵』No.18、1971年）
- (14) 関川高功、前掲註(3) - a 文献
- (15) 木許 守『5、宮山古墳周堤部隣接地立会調査』（『平成3年度個人住宅等建築に伴う 市内遺跡発掘調査』、『御所市文化財調査報告書』第13集、1992年）
- (16) 木許 守『3、宮山古墳周堤部』（『佐田遺跡範囲確認調査報告』、『御所市文化財調査報告書』第16集、1993年）
- (17) 1993年、御所市教育委員会調査
- (18) 石部正志・田中英夫・堀田啓一・宮川 沙『大和の若干の前期前方後円墳の構造企図』（『橿原考古学研究会 所紀要 考古学論叢』第8冊、1982年）
- (19) 泉森 敏・河上邦彦『空大塚古墳前方部張出部の調査』、前掲註(13) 文献
- (20) 木永雅雄『日本上代の甲冑』（1934年、関書院）
- (21) 高橋 工『甲冑形地輪の検討』（『長原遺跡発掘調査報告』Ⅳ、1991年、御所市文化財協会）
- (22) 藤田和尊『頭甲編年とその意義』（『関西大学考古学研究会紀要』4、1984年）
- (23) 藤田和尊『頭甲編年とその意義』、前掲註(22) 文献  
以下、頭甲の型式分類とその評価は同稿による。
- (24) 藤田和尊『頭甲編年とその意義』、前掲註(22) 文献  
藤田和尊『豊中市大塚古墳の年代観』（『宛原』、1988年、芦原郷上資料室O B会）
- (25) 柳本照男ほか『摂津畿中大塚古墳』（『豊中市文化財調査報告』第20集、1978年）
- (26) 松本洋明編『六面・薬王寺遺跡』（『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第54冊、1988年）
- (27) 上田 隆『円筒埴輪編年から見た古市・百舌鳥古墳群の構成』（『倭の五工の時代-大古墳の謎にせま-』、『ふじいでらカルチャーフェーラム』Ⅲ、1994年）
- (28) 一瀬和夫『古市古墳群における大型古墳埴輪集成』（『大木川改修にともなう発掘調査概要』Ⅴ、1988年）
- (29) 藤田和尊『橿原遺跡Ⅰ』、前掲註(1) 文献

- (30) 寺沢薫編『矢部遺跡』(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第49冊、1986年)
- (31) 寺沢薫編『矢部遺跡』、前掲註(30)文獻  
 『矢部遺跡』では、土器の胎十中に含まれる鉱物の大きさ・量について各段階の基準が設定されている。本書もこれに基づいて観察を行ったので、以下にこの基準を転載する。  
 鉱物の大きさ  
 ①=肉眼観察でも径1.0m/m以上の砂粒として観察できるもので、スコープ内ではその多くを占めるほど大な塊と見られるもの。  
 L=肉眼観察では径1.0m/m前後に確認できるもので、スコープ内では大きな塊として見られるもの。  
 M=肉眼観察において径0.5m/m程度に確認できるもので、スコープ内では大きな粒子として確実に観察されるもの。  
 S=肉眼では殆ど判明できないが、スコープでは小さな粒子として十分観察しうる。  
 ②=肉眼では全く分からない。スコープではピンホール程度にかすかに観察できる。  
 鉱物の量  
 0=観察では全く確認できなかったか、殆ど存在しないに等しい。  
 1=極めて稀少であり、スコープ内に入らないこともままある。点在。  
 2=少ない。スコープ内には必ず入ってくるが、その量は数えられる程度である。散在しない偏在。  
 3=スコープ内には必ず入り、数えられる量ではない。普遍的に認められるが、間隔は粗である。  
 4=多い。スコープ内に際立って目立つ存在である。普遍的に認められ、その間隔は密である。  
 5=極めて多量である。スコープ全面に密集してみられる。鉱物が互いに接するものもある程である。
- (32) 藤田和孝『橿原遺跡W地区出土土器の占める位置』(『橿原遺跡I』、前掲註(1)文獻)
- (33) 木許守『名羽遺跡 第4次発掘調査報告』(『御所市文化財調査報告書』第19集、1995年)
- (34) 藤田和孝『橿原遺跡W地区出土土器の占める位置』(『橿原遺跡I』、前掲註(1)文獻)
- (35) 木許守『中西遺跡-第2次発掘調査報告-I』(前掲註(3)-b文獻)  
 木許守『中西遺跡-第3次発掘調査報告-I』(前掲註(3)-c文獻)
- (36) 中西遺跡第2次・第3次調査の報告書では、肉眼による胎十の観察結果を一部記している。その内容は今回スコープを用いて観察したものと一致しない場合がある。両報告書の記述との間に齟齬がある場合は、本書をもって訂正する。

## 第6章 考 察

室宮山古墳墳丘復原案

木 許 守

親衛隊と衛兵の武装

藤 田 和 尊

# 室宮山古墳墳丘復原案

木 許 守

## 1. はじめに

すでに前章までに述べてきたように、今次発掘調査において、前方部北斜面および張出部の形状に関する重要な知見を得ることができた。

室宮山古墳に関しては、本書第2章に記しているように、これまでに発掘調査を含む調査研究がなされてきており、部分的には明確になっていることも多い。ここでは、今次発掘調査の成果を含む、これら現段階で提示されつつある基礎データを基にして、宮山古墳の墳丘復原を試みる。結果的には、個別に提示されているデータを総合して、全体に位置付ける作業を行うものである。

なお、小稿は、すでに提示した別稿のうち、墳丘復原に関する部分を抜粋、要約したものである。詳しくはそれを参照されたい。

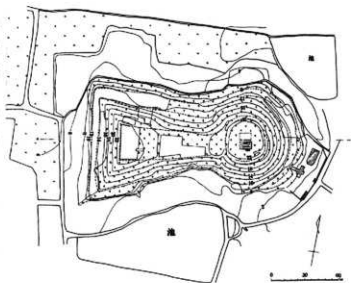
## 2. 墳丘

まず、後円部については、現在その裾部分を巡る道路の内側が墳丘基底部と考えられる。墳丘測量図(第1図)や都市計画図(本書3頁、第2図)にみられる円弧から復原すれば、直径148mの数値が得られる。

各段の段築は、墳丘測量図に示される破線や等高線から読み取ることができる。後円部は3段築成となり、最上段に円丘壇が造られる。円丘壇の規模は、御所市教育委員会が保管している後円頂部についての測量図によると、基底部直径38m、上端の直径30m、高さ2.5～3m、基底部外側のテラスの幅3mであることが判る。

前方部は、その前端の位置は、現地に残る段差や道路端によって比較的明瞭である。中軸線との交点を基準にして、墳長を測ると238mの数値が得られる。また、前方部の段築については、南半は明確ではないが、後円部と同様に、墳丘測量図に破線で示され、または等高線から読み取ることができる。

ところで、前方部前端の幅と形状について、石部正志・田中英夫・堀田啓一・宮川 沙氏は、前端から「2区分」(35.2m)は、前端と同じ幅をもち「あたかも隅が切られたような平面形を示す」とさ



第1図 宮山古墳墳丘測量図(註2文献より引用、縮尺改変)

れた。

しかしながら、まず、前方部に限らず墳丘の南側は、早くから宅地として開発されてかなり地形が改変されているものとみられる。ここでは、比較的旧状を保っていると考えられる北側の状況をもって考えたい。すなわち中軸から北側隅までの距離、76mを基準にし、前方部前端の幅は152mであるとする。

また、その形状については、現状では前方部隅部の一点は、上のようにして現地地形によって押さえる以外に方法が無いが、今次調査でも明らかになったように、墳丘裾部には多量の土が流れ込んでいるとみられるので、今この古墳にのみ見られるような特異な墳形を復原することには躊躇する。

そこで、前方部の伸びる方向を現有の資料で考えるために、本墳の、いわゆる相似墳と考えられる奈良市コナベ古墳の数値を参考にして、それを推定した。

それによれば、宮山古墳のくびれ部を結んだ線と中軸線との交点までの、後円部端からの距離が126m、くびれ部の幅は107mであると、一応決定することができる。

この点と前方部の隅を結んだ線を前方部側辺とした。この線は、墳丘測量図から得た、墳丘2段目の基底線と上端線および3段目の基底線とほぼ平行になる。このことから、このくびれ部の位置および前方部側辺の方向は、ほぼ旧状に近いものである可能性が高いものとする。

### 3. 張出部と造出し

前方部北側の張出部は、1971(昭和45)年の発掘調査の結果、地山を削り出した2段築成のものであるとされた。このことが今次発掘調査においても追認されたことは第5章までに述べた。

この張出部の2段目、すなわち頂部の形状について、1971年の調査を担当された泉森 敏・河上 邦彦氏は、張出頂部と墳丘2段目基底との間に、頂上部との比高差約1mの平坦部があることから、張出部は墳丘1段目に方形墳をのせた状態になると考えられた。しかし、現状の地形を観察すると、その平坦部もまた1段目テラスより1段高くなっている。そして現地は、墳丘2段目基底に沿って渠道が設けられており、この平坦部自体も掘削などの後世の擾乱を受けているとも考えられる。したがって、ここでは張出部の頂部は墳丘2段目の斜面に取り付いて、北方向に伸びるものと考えた。

また、今次調査の第1トレンチでは、南半で墳丘第1段テラス、中央部で北に傾斜する斜面および葺石、北半部で張出部の第1段テラスおよび朝顔形埴輪を含む円筒埴輪列が検出された。また、このテラスから西に傾斜する斜面では、北西方向への傾斜変換線を見出すことができ、これが墳丘と張出部のそれぞれ1段目斜面の境になると想定できた。その結果から、前方部張出部の形状および付近の状況について復元的に描いたものが、第2図である。ここでは東側辺の墳丘への取り付き部分についても、西側のそれと同様のものを想定した。また、今回の復原案では、後円部や前方部前面の1段目テラスの幅を、ここで得られたものと同程度であると想定している。

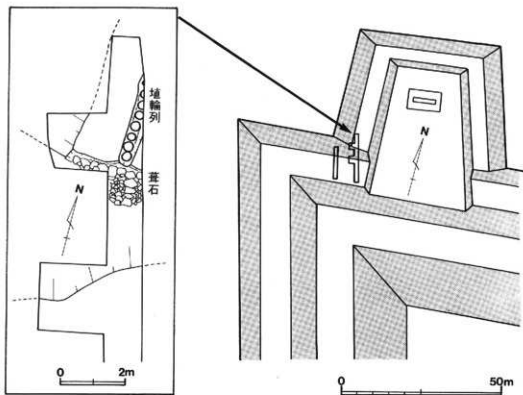
ところで、木青3頁の第2図の都市計画図を見ると、墳丘南側にある中池の北岸に不自然な突出部が存在することに気付く。この突出部については、すでに石部氏らによっても指摘されているところで、石部氏らは、中池が拡張されるときに削平を拒否したために残ったとの、土地所有者の証

言を収録されている。また、今回、御所市が保管している明治23（1890年）の「葛上郡室村実測全圖」にも突出部が描かれていることを確認することができた。したがって、上の証言と併せ考えれば、この突出部が池の一部を埋め立ててできたとは考え難く、石部氏らも述べられるように、ここに北側と同様の張出部が存在したと考え、それが削られることで現在の形状になったとみる方が自然である。

そこで、まず現地地形を重視して、第3図のように、この突出部の東辺を東限として、北側の張出部と同様のものを南側にも描いてみると、先に復元した前方部箇面の基底線に対して、北側は $103^\circ$ 、南側は $104^\circ$ の、ほぼ同様の角度になることが判る。また、両側のこの線を基準にすると、ここから北側張出部の先端までの長さ、南側突出部の先端までの長さがほぼ一致している。

現状の地形による復元の結果みられるこのような一致は、単なる偶然とは思われず、このことによっても、この部分に北側と同様の張出部が存在した可能性が高いものと考えられるのである。

なお、この場合、南側の突出部は、北側のそれに比べて、より後円部に近い位置になる。現地地形を重視すれば、当初から左右対称になっていなかったものと思われる。また、北側の張出部に埋葬施設が存在したことから、南側のそれについても同様の施設が存在した可能性が考えられる。今回提示した復元案では、破線でそれを示している。

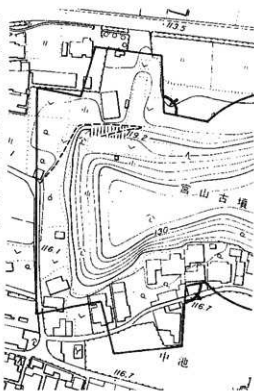


第2図 今次調査と張出部の形状

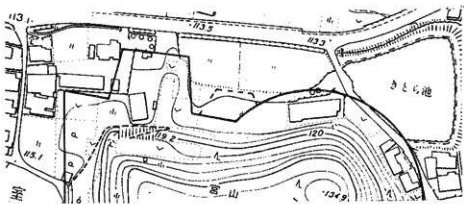
さて、宮山古墳の築造期である中期における畿内地域の、増長200m以上の大形前方後円墳を見ると、ほとんどすべてにくびれ部付近に造出しが存在している。

そこで、上述のように復原した墳丘北側のくびれ部付近を観察すると、第4図に示したように、114mの等高線が北側に張り出している状況が看取できる。したがって、ここに造出しが存在した可能性が高いと考える。ここでは、現状の地形から、古市古墳群の併行期の仲津山（仲姫塚）古墳のような、造出しの一方の側面が後円部に、他方が前方部にそれぞれ取り付く形状を復原した。

なお、南側については、旧地形がすでに失われているために、造出しの存在については不明である。ただ、先に想定した張出部が北側に比べて後円部により近くなっていることから、これが取り付くべきスペースがほとんどない。ここでは南側にはそれが存在しなかった可能性を考えておく。



第3図 南側張出部の復原 (S=1/2,500)



第4図 北側くびれ部付近の地形 (S=1/2,500)

#### 4. 周堤・周濠・陪冢

周堤については、現状の地形から、墳丘北側の陪冢ネコ塚古墳から西側に、幅40m程度のものを想定することができる。

この部分の発掘調査を担当された関川尚功氏は、キトラ池や中池を濠の一部とされながらも、現状の地形から、墳丘の東・南・西側には堤が存在せず、北側の今残る堤も西側で細くなっており墳丘を巡るものではないとされた。しかし東・南・西側については、堤を想定することは不可能であ



ろうか。

まず、後円部東側について、先の「葛上郡室村実測全圖」を見ると、いくつかの弧状の区画が認められた。この部分は現在一つの敷地になっているため現地で確認することができない箇所もあったが、現状の上地区画にも残っている部分もあり、この区画線を周濠の輪郭とみることもできる。

また、この部分の東側、すなわち外側には段状になる地形が残っており、これが周堤外側としてよく符合する。

墳丘の南側は、宅地の開発によって旧地形を何うことが難しいが、東側で想定できた周堤を延長し、周濠の一部埋没と拡張を考えれば、ここにこれが存在しなかったとする根拠は特にないと思われる。この場合、周堤の西端は、南から伸びる丘陵尾根に当たって終わるものであろう。あるいは丘陵の一部を削り出して堤にしていた可能性もある。

問題は、北西のコーナー部分や西側である。この部分については、現地形などからは明確な区画を見いだすことができないが、墳丘の東・南側で周堤の存在が想定できるのであれば、平野が広がる北からの景観を重視した時に、この部分にのみ周堤が存在しないとみるのは不自然である。

したがって、周堤の北西部分にコーナーが存在するものと考えるが、このコーナーおよびその周辺の周堤外側の基底線は、比較的明瞭な、周堤内側のそれに平行になるものとして、後掲の復原図では一点鎖線で描いている。このとき墳丘西側周堤の南端は、墳丘南側で考えたように、丘陵に当たって終わるものと考ええる。

以上のように、墳丘の周囲において、堤の存在を想定することは可能であり、今回の復原案では、周堤は、南西側の一部が丘陵に当たっているが、幅40mのものが盾形に廻るものと考えた。

陪冢については、後円部の北側にネコ塚古墳が存在する。関川尚功氏は、ネコ塚古墳の詳細な測量図を提示され、本墳を1辺約70m以上、高さ約10m前後の方墳であるとされた。本墳に北接する地点で行われた発掘調査結果からも、墳丘の基底が見える地点から北には伸びないことが明らかになっており、関川氏の想定が正しいことが判る。周堤との位置関係も、現状の地形からみる限り、関川氏が想定される通り、墳丘の南側が、周堤の中程にまで及ぶものであろう。

なお、陪冢に伴う濠は当初から存在しないと考えられる。また、梅原末治氏の報告やその後の表面採集資料の存在から、ここに穿穴式石冢が存在することは確認できるが、墳頂部が埋地として利用されているため、現状では盗掘坑やその他の陥没もなく、その詳細な位置や方向は現地の観察からは判らない。ここでは、一応主墳の主体部の方向と同様として、今回の復原案では破線で記している。

## 5. 宮山古墳墳丘復原案

墳丘および周濠・周堤・陪冢の各部位を視察してきたが、それによって、古墳を復元的に描いたものが、第5図である。また、第6図はその外郭のみを都市計画図に描いたものである。

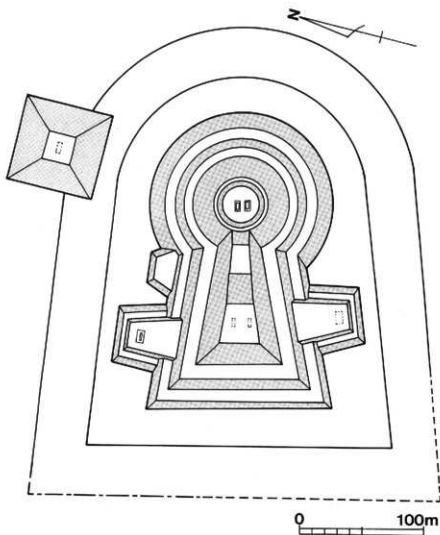
このように復原した宮山古墳の主要な部位の数値をまとめると、墳丘長238m、後円部径148m、前方部幅152m、くびれ部幅107mとなる。墳丘長の238mは、1950（昭和25）年の発掘調査報告書

に記されたものと同一の数値になった。

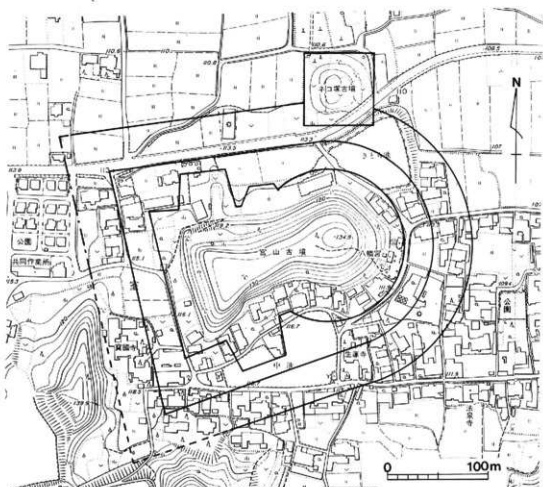
以上のような復原を試みたが、随所で今後の調査によらなければ確定が困難な部分もあり、示した数値などは、将来変更されることもあるだろう。特に、くびれ部の位置は現状の地形観察では決定し難かったし、墳丘第1段テラスの幅は、ごく一部の発掘調査の結果を全体に当てはめたものである。周濠や周堤についても、発掘調査による確認が必要な箇所が多い。

しかしながら、全体としては、張出部の状況を含めて、ほぼ大枠は以上によって示し得たものと考ええる。

また、この復原案では、造出しとは異なる張出部を前方部の両側に想定しており、やや特異な感を受ける。別稿では、この張出部の系譜を探るために、墳丘全体からの検討を行った。結果、佐紀陵山（日葉酢媛陵）古墳・津堂城山古墳の前方部及びその付近に存在する渡土堤・中島が、機能を



第5図 宮山古墳想定復原図 (S.=1/3,000)



第6図 現地形と墳丘等外郭

変えながら宮山古墳の張出部に連続していくものと考えた。そしてこれに後続するものとして、二ツ塚古墳前方部側面や菅田御廟山（応神陵）古墳の墳丘が崩れた部分に張出部を想定し、ここに形骸化したものとして継承されると考えた。詳細は、同稿に拠られたい。

### 註

- (1) 木許 守「宮山古墳の墳丘とその系譜的位置」（『橿原考古学研究所紀要 考古学論叢』第20冊、1996年）
- (2) 秋山日出雄・網干善教「室大墓」（『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第18冊、1959年）
- (3) 石部正志・田中英夫・堀田啓一・宮川 紗「大和の若干の前期前方後円墳の築造企画」（『橿原考古学研究所紀要 考古学論叢』第8冊、1982年）
- (4) 泉森 峻・河上邦彦「室大墓古墳前方部張出部の調査」（『青陵』No.18、1971年）
- (5) 前掲註（3）
- (6) 関川尚功「大和における大型古墳の変遷」（『橿原考古学研究所紀要 考古学論叢』第11冊、1985年）
- (7) 前掲註（2）
- (8) 前掲註（1）

## 親衛隊と衛兵の武裝

藤田和尊

### 1. 室宮山古墳の親衛隊

報告書『室大墓』<sup>(17)</sup>によれば、室宮山古墳の中心主体の一つ、後円部南主体は、40体前後にも及ぶ武具形埴輪群により方形に取り囲まれていた。具体的には盾形、軀形、甲冑形の各形象埴輪が知られ、后形埴輪の上には革製衝角付冑を写した埴輪<sup>(18)</sup>が乗ることが判明したのは記憶に新しい。

これら、総高1.5m近い大形の武具形埴輪は、いずれもその正面を主体部の外側に向けて立て並べられたとされており、それは、侵入しようとする者を威圧する、まさに結界としての意識の下で樹立されたものなのだろう。

ところで、これら武具形埴輪は、軀形埴輪に代表されるように非常に写実的かつ丁寧な作りであり、その埴輪工人は現物のモデルを目の前にして埴輪作成に当たったことを疑い得ない。それでは、モデルとされたのは誰の武裝状態だったのだろうか。

そこには2通りの可能性を想定できると思う。

第1には素直に、後円部南主体被葬者その人の、生前の武裝を写したものと考えることであろう。しかしながらこの場合、次に記すような矛盾が生じる。

まず、後円部南主体の甲冑保有形態を検討してみよう。残念ながら、盗掘後の調査であったため不明な点も多いが、おそらくは報告書『室大墓』の「短甲を約1領分ばかり検出した」との記載は、現存の遺物量や現存も石室の周囲で採集できる遺物の量からみても、副葬当時の実態からさほど掛け離れていないものとみられる。石棺外の東西両方の小口付近などの石室空間に細片が散乱していたとの報告書の記載から、複数の甲冑セットを副葬していた可能性も考えられるが、いずれにせよ個人使用の範囲（1～2セット）を越えるものではなかったと<sup>(19)</sup>考えられる。

そして本書第2章第3節で紹介した革製衝角付冑片の存在から、おそらくは三角板革製衝角付冑、Ⅱ-c型<sup>(20)</sup>、三角板革製短甲で構成される「第Ⅰ類型（●○型）<sup>(21)</sup>」を3点セットを有する」の甲冑保有形態が1～2セット副葬されていたと復元することが可能である。

そこで、圍繞された武具形埴輪群中の甲冑形埴輪に注目してみよう。室宮山古墳の甲冑形埴輪には、まず、高橋正氏分類のA-1型式（短甲と草摺を表現し、別々に成形して組み合わせる）、とA-2型式（短甲と草摺を表現し、一体成形）が知られる。

両型式は甲冑形埴輪としては比較的古い型式に属し、共に写実的な表現をするものの、未だ技法的には十分に発展していないためか、頸甲や冑をその上に乗せた表現をせず、短甲と草摺のみを表現することを特徴の一つにしている。そのため、この甲冑形埴輪に頸甲や冑が表現されていないからといって、モデルとなった本来の武裝にもこれらが伴わなかったと断定するのは早計である。

一方で、頸甲の装着を表現した短甲形埴輪があるので、B-1型式（頸甲から草摺までを表現し、冑を別にして挿入する）<sup>(22)</sup>が存在する可能性はあるが、これは頸部付近が欠損しているのでいずれ

ともいえない。

つまりここでは、冑形の埴輪は、短冑形埴輪に組合わさる確例は見いだせないことになるが、かといって冑を着用しなかったとみることもできないということになる。

冑形埴輪はむしろ、盾形埴輪の上部に組合わされた確例がある。そして、現在知られる冑形埴輪のいずれもが、革製衝角付冑を写した表現であることに注目させられるのである。なお、盾形埴輪の背面は表現していないので、そのモデルとなった冑が、短冑や頭冑を装着していたか否かは不明といわざるを得ない。

以上のように、個々の冑形埴輪のモデルとなった武装状態がそれぞれ、冑3点セットを装着していたか否かは明らかにはできないが、この冑形埴輪に表現された武装を総体として眺めれば、上から、革製衝角付冑、Ⅱ-c 頭冑、三角板革綴短冑、革製草摺の組み合わせが主体を占めたものであることは認知できよう。

注目すべき点は、この時期において最も普遍的にみられる三角板革綴衝角付冑を表現した埴輪が、現在のところ、1点も知られていないことである。

そこで仮に、後門部南主体被葬者の武装がその冑形埴輪のモデルとなったとすれば、そこには当然、実際に副葬の知られた、鉄製の三角板革綴衝角付冑を写した埴輪もみられてしかるべきであろう。ところが上記の通り、その冑形埴輪は革製衝角付冑を写したものであった。このことは、その冑形埴輪群のモデルとなったものは、後門部南主体の被葬者の武装状態ではなかったことを強く示唆するといえるだろう。

加えて革製衝角付冑の性格を考えてみると、鉄製のそれよりも格が劣っていたとみるべき理由がある。それは最新相の鉄製冑3点セットを副葬する、第Ⅰ類型(●○型)の冑冑保有形態を探ることのできる古墳は、中期全般を通じて畿内を中心に所在するという地理的優位性を認めることができ、それが地方に所在する古墳の場合には、前業段階の懐柔・牽制策と評価したものを除き、盟主墳を主体としてこの冑冑保有形態がみられるという階層的優位性もまた認め得るからである。

それならばなぜ、室宮山古墳という被葬者の中心主体に関わって樹立された冑形埴輪に、革製衝角付冑が表現されているのだろうか。後門部南主体の被葬者の武装状態を写したものとするには、格の劣る革製衝角付冑は相応しくないといわざるを得ない。

そこで、モデルとなった武装に対する第2の考え方を提示するために、この武器形埴輪群が立て並べられた目的そのものから検討してみよう。

これらの武器形埴輪群は、いずれもその正面を主体部の外側に向けて圍繞されていた。それは侵入しようとするものを威圧するべく、いわば結界の意識の下で樹立されたものであろう事は冒頭でも述べた。

そこで、後門部南主体の被葬者の立場に立て、これら武器形埴輪が自分の周囲を取り囲むという状況を考えるならば、まさに40体にも成りなるとするその武器形埴輪群は、かれの死後の世界を警衛すべく立て並べられた、集団的軍備または軍団の象徴とみることができるだろう。

このように、かれを警衛する軍備または軍団の象徴との理解が可能であるとすると、翻ってかれ

の生前にそのモデルとなったものを求めるならば、生前の「土」たるかれに近侍して身辺警衛の役を担った親衛隊の武装状態であったと見做すことも、あながち無稽とは言えまい。

この親衛隊なるものの実態を解く鍵のひとつは、河内黒姫山古墳にある。その前方部竪穴式石室で出土した24組の甲冑セットの評価については、従来は陪冢における甲冑の大量埋納現象と同様に考えられてきたし、筆者もまた安易に、同等のものとして評価する誤りを犯した。

しかしながら、主墳墳丘上の別施設への被葬者を伴わない甲冑人量埋納の行為と、あえてそれとは別の墳丘を設け、被葬者を伴う陪冢におけるそれとは、本来、全く別の背景や発想から成されたもの、と考えるべきであった。

別稿でも論旨を一部訂正したが、黒姫山古墳前方部出土の頭甲には、同報告書に図示されたⅢ-d頭甲のほかに、Ⅲ-c頭甲も相当数認められることが判明した。

現在のところ、保存処理過程にあるため詳細は知り得ないが、仮に、横切板鋸留短甲にはⅢ-d頭甲が、三角板鋸留短甲にはⅢ-c頭甲がセットになった状態でこの石室に埋納されていたことなどが判明したとすると、それぞれの甲冑セットは、製作時さらには入手、使用時のままのセット関係を保ったままの状態で埋納されたことになる。これは陪冢での大量埋納のありかたとは似て非なるものである。

狭小な石室空間をことごとく埋めるごとく多量の甲冑セットを埋納するという、葬送に伴う作業の中で、このセット関係は若干の乱れが生じることは当然予想される場所である。また、人体埋葬を伴わない前方部石室出土の甲冑にも蠅のサナギが付着した痕跡があるらしく、このことから、これらの甲冑は殯屋に遺体と共に並べられていたとの想定も為されているが、その想定の間否ともかくとして、そのような幾度もの非着用状態での移動を経るにつれ、24セットの甲冑の中で当初のセット関係にも乱れが生じる可能性も高まろう。

しかしながら上記のような理由で、当初のセット関係が乱れているような場合でも、セットとなるべき頭甲と短甲の数量的検討から、大勢として先述のようなセット関係を保った状態で埋納されたとの判断が可能となった場合には、これら24組の甲冑は24人の個人それぞれの所有物であったことを断定できるであろう。

それならば、各個人24人の所有物であった24セットもの甲冑を、同時に主墳の墳丘上に大量埋納する行為とは、いかなる出来事を契機にしたと考えられるだろうか。それは当然、後円部被葬者、つまりこの古墳の主の死が契機になったとみるべきであろう。

では次に、なぜそれは埋納されたのか。換言すれば、なぜ廃棄されたか、あるいはなぜ不要になったのだろうか。

後円部被葬者の死に際して、これら24組の甲冑セットはそれぞれの持ち主から供献され、もはや不要のものとして埋納されるわけであるから、24人の人物は後円部被葬者の死によってその職掌を解かれたとみるべきである。そのような武装集団として想定できるのは、後円部被葬者に直属してかれを警衛していた親衛隊こそが最も相応しい。

つまり、生前の黒姫山古墳の被葬者を警衛するべく、かれから貸与された甲冑を着用した24人の

武人を核として成立していた親衛隊は、被葬者の死に伴い自動的にその人的組織は解体され、一方で死後の被葬者を警衛するべく、忠誠の証しとしてそれぞれが貸与されていた甲冑を前方部石室に供献するという葬送儀礼が為されるのであろう。

その核となった24人の甲冑3点セットによる武装状態を、出土状況にしたがって整理しておく概ね次の通りである。なお、A～Cでは複数の冑がセットとなる場合がある。

- A. 甲冑3点セットなどを持つ、第Ⅰ類型（●○型）もしくはそれに準じる者が12人
- B. 櫛付短甲と衝角付冑の組み合わせの者が1人
- C. 短甲と冑を持ち頸甲を有さない、第Ⅴ類型（×○型）の者が7人
- D. 短甲のみを持ち、冑・頸甲を有さない、第Ⅵ類型（××型）の者が4人

このAからDに至る武装の差は、階層差とともに、警衛するべき担当部署の差異が反映する場合もあったものと考えられる。なお、A・B間の階層的差違については、後述するように、櫛付短甲は親衛隊の武装として特に区別して扱われていた可能性が高いので、親衛隊組織に限っては、むしろBの組み合わせの者がリーダー格ではなかったかと思われる。

さて、室宮山古墳の墳丘内においてもこの種の甲冑等大量埋納施設存在は当然予想されてよいが、現在のところその存否さえ不明である。そこで、室宮山古墳の親衛隊の武装状態を復元するに際し、いま一度、武具形地輪群に注目してみよう。

さきに述べた通り、この軍事集団の甲冑による武装を経体として眺めれば、上から、革製衝角付冑、Ⅱ-c頸甲、三角板革綴短甲・革製草摺の組み合わせが主体を占めたことが判る。

個々の甲冑形地輪のモデルとなった武装状態がそれぞれ、どのような甲冑セットを装着していたかは必ずしも明らかにできないが、おそらくは黒姫山古墳の場合に想定したように、親衛隊組織の中でより上位の階層にあった者は、より完全に近い武装状態であったと考えてよく、革製衝角付冑、Ⅱ-c頸甲、三角板革綴短甲の甲冑セットを着用するものを筆頭に、短甲のみの者など、当時は各種の甲冑保有形態がみられたのであろう。

なお、室宮山古墳の築造時期からすれば、黒姫山古墳にみられた第Ⅴ類型（×○型≡冑あり、頸甲を有さない）は稀で、逆の第Ⅵ類型（●×型≡頸甲あり、冑を有さない）が一般的である。このことからすれば室宮山古墳においては、高橋工氏分類のB-1型式とした甲冑形地輪は、実は冑を有さない第Ⅵ類型（●×型）の武装状態を忠実に表現した可能性がある。

さて、室宮山古墳においては甲冑の副葬の知られる主体部は現在3箇所を確認でき、うち後門部南主体、陪冢ネコ塚古墳においては鉄製の衝角付冑の存在を確実視してよい。なぜなら後門部南主体では実際に採集資料（本書第2章第3節参照）があり、陪冢ネコ塚古墳の場合には甲冑の大量埋納を想定できるので、その性格からして主として鉄製の衝角付冑が副葬されたとみるのが妥当だからである。

にもかかわらず、後門部墳頂を巡る甲冑形地輪には革製衝角付冑が表現されており、これを本墳の中心主体の被葬者の武装を写したものとするのは、実際上も格の上でもふさわしくないことを述べてきた。そしてこれを親衛隊の武装状態を表現したものと考えることによって、この矛盾を解消

しようとしたのである。

このことが妥当であるとする、親衛隊の武装は、革製衝角付冑の着川を通じて、明らかな差別化が図られていたと認めることができるであろう。

そこで注目されるのは前方面北張出部被葬者の武装である。ここではその革製衝角付冑の副葬が知られ、ほかにⅡ-c頭甲と三角板革綴短甲の存在が知られた。これはまさに甲冑形埴輪から復元し得た親衛隊の、しかもそのリーダーたるものの武装状態であった。つまり前方面北張出部被葬者は、生前、後方面被葬者に仕えた親衛隊長たる職掌にあった人物と見做すことが可能となる。

この主張の前提となる、革製衝角付冑の差別化には類例がある。野中古墳<sup>19</sup>の第1列では10具の甲冑セットのうち3具に革製衝角付冑が伴ったが、そのいずれもが南西端に集めて並び置かれた3領の三角板革綴襟付短甲の内部に収納され、しかも、この3領にだけ剣が伴った。ここには明らかに意識された差別化が認められるのである。

室宮山古墳の検討から導き出された「親衛隊の武装は革製衝角付冑によって差別化されていた」との仮説を、室宮山古墳の破格の規模と内容ゆえに、中期古墳研究全般に普遍化できるとすれば、上記の野中古墳での状況も理解しやすい。

それはおそらく、親衛隊が武装すべき甲冑セットが、それ以外の者に貸与するべく蓄積された甲冑セットと、武器庫の中で、明確に区別されていたことの現れであろう。

ゆえに、10具の甲冑セットの3:7という比率は、少なくとも野中古墳の葬送儀礼を取り仕切った者の意識のうえでは、かなり実態に近い数字ではなかったかと思われる。

また、この野中古墳の状況に鑑みれば、襟付短甲もまた、ある時期、親衛隊の武装として意識され、差別化されていた可能性が高い。襟付短甲はその後衰退するようであるが、黒塚山古墳前方面で1領のみ鋳留式の襟付短甲が埋納されたことは、かつてこの種の短甲に与えられた性格の名残であろうか。

## 2. 親衛隊と衛兵のための武装

以上述べてきたように、革製衝角付冑と襟付短甲は親衛隊の武装として差別化されていた可能性が高い。関連する資料を集成してみると、襟付短甲は6古墳、襟付短甲を写した埴輪は2古墳、革製衝角付冑は3古墳、革製衝角付冑を写した埴輪は4古墳からの出土が知られている（次頁表参照）。

北野勝平氏の指摘の通り、襟付短甲は畿内中樞部付近でしか出土していないし、それを写した埴輪や革製衝角付冑およびその埴輪を含めても畿内に著しい集中傾向をみせる。

例外の一つは筑後・月の岡古墳<sup>20</sup>で、三角板革綴襟付短甲を写した埴輪の存在が知られている。ただし本墳の甲冑保有形態は、筆者が月の岡パターンと呼んだもので、その被葬者は地方に拡散した甲冑集中管理体制の体现者であったと想定でき、加えて、月の岡パターンの古墳被葬者は畿内政権からのいわば派遣将軍であった可能性が高いので、本墳を取り立てて例外視するには及ばない。

逆にこのことから判るように、襟付短甲と革製衝角付冑は畿内に極めて特徴的な遺物であり、その用途の特殊性がこのような分布の特性にも現れていると評価するべきであろう。もう一つの例



外的存在、丹後・鳴谷東1号墳<sup>(25)</sup>については後述する。

襟付短甲および革製衝角付冑が出土した主体部または施設を確認しておく、野中古墳第1列、黒姫山古墳前方部石室、円照寺墓山1号墳小石室の3例が遺物埋納用の副次施設からの出土であるが、それ以外はいずれも人体埋葬を伴う、中心主体からの出土である。

また、襟付短甲を副葬する主体部で、それ以外の短甲を共伴しない例は百舌鳥大塚山古墳1号塚、東車塚古墳の2例であり、また、革製衝角付冑を副葬する主体部で、他に冑を共伴しない例は室宮山古墳北張出部の1例のみとなっている。つまり、他の通常の短甲や衝角付冑を共伴する例が比較的多いことになる。

室宮山古墳、野中古墳、黒姫山古墳の襟付短甲または革製衝角付冑については先述の通りだが、それ以外の「差別化された甲冑」およびそれを写した埴輪を出土する古墳についてはどのように評価するべきであろうか。この場合、2通りの想定が必要だと思う。

第1には、かれらにも親衛隊組織が伴うことも有り得るから、これら差別化された甲冑は原則に忠実に、その親衛隊に与えられ、別の1具などが被葬者自身の甲冑であったとする見方。この場合、墳丘上の差別化された甲冑を写した埴輪は、室宮山古墳と同様、親衛隊の武装がモデルになったとみる。

第2には、この原則が守られず、かれら自身が武装するべくこれら差別化された甲冑が下賜され、かれら自身が政務中枢の衛兵として位置付けられていたとの見方。この場合には墳丘上の差別化された甲冑を写した埴輪は、被葬者自身が用いた甲冑がモデルになったとみる。

ここで第2の見方の場合、「親衛隊」とするべきところを「衛兵」と表現を変えている理山は次のとおりである。

黒姫山古墳にみたように、首長個人に仕える親衛隊は、その首長の死によって解体する。そして、

旧国名	古墳名(主体部名)	襟付短甲	同埴輪	革製衝角付冑	同埴輪	文献
大和	室宮山(後円部)				●	—
	室宮山(北張出部)			●		—
	推定 掖上鍾子塚				●	(31)
河内	円照寺墓山 1号	●				(26)(18)
	野中(第1列)	●		●		(18)
	墓山		●			(18)
	黒姫山(前方部石室)	●				(12)
和泉	東車塚	●				(28)
	西小山			●		(32)
	百舌鳥大塚山(1号塚)	●				(27)
摂津	高廻り2号				●	(34)
	豊中大塚(東塚)	●				(33)
丹後	鳴谷東1号				●	(25)
筑後	月の岡		●			(21)

襟付短甲、革製衝角付冑および同埴輪出土古墳一覧

室宮山古墳の場合には張出部に葬られた親衛隊のリーダー格の被葬者の分を除き、首長から親衛隊に貸与されていた甲冑は、主墳墳丘上の遺物埋納用副次施設か、未だ検出例はないが可能性として陪塚、に埋納されるとみられる。したがって、第2の見方で理解するべき、実際に差別化された甲冑を副葬していた、後述の数基の古墳の被葬者までもを親衛隊に属していたとみることはできない。

そこで親衛隊の性格の幅をやや広くとり、かれらの職掌として、中期畿内政権の所持した各種施設の警衛にあたった衛兵とその長を加えたいと思う。つまり、第1の見方で評価すべき場合には親衛隊のために、第2の見方で理解する場合には衛兵組織のために、共に警衛という意味では共通した職掌のために差別化された甲冑として、襟付短甲と革製衝角付冑を位置付けておきたいと考える。

衛兵組織は、首長個人に仕える親衛隊とは異なり、政権中枢の機構そのものに属するから、首長の死によって解体することはなく、組織の拡充が行われたり、構成員に欠員がであれば、常に補充されるべき性質のものである。

なお、「衛兵」は字義のうでは「親衛隊」を含むが、上記のように、着用者がそのどちらに所属したかによって「差別化された甲冑」の最終的な埋置時の運命が異なると理解されるので、敢えて衛兵と親衛隊を区別して扱う。

また、第2の見方に関しては、仮に差別化された甲冑の存在を認めたにせよ、それが副葬されることをもって特殊な職掌「衛兵」を想定することに批判があるかもしれない。

しかしながら、これら差別化された甲冑が畿内に著しい集中傾向をみせることは、それに特殊な用途があったことを示唆するものである。

また、当然予想されることであり、以下に検証していくが、第1の見方の可能な古墳は、ほぼ畿内中枢の大形墳に限定される。これは差別化された甲冑の着用可能な親衛隊組織を持つことのできた階層は、かなり上位の者に限られたことを示している。

こういった上位の階層間においてこそ、差別化された甲冑が親衛隊の武装として特別な意味が与えられていたわけであるから、その配布に際しても通常の甲冑とは厳しく区別され、特殊な意義づけが為されていたと理解しなければならないであろう。

以上、前書きが長くなったが、それでは個々の事例について確認していこう。襟付短甲を写した埴輪の出土が知られる葛山古墳<sup>174</sup>は野中古墳の主墳であるから、これは明らかに第1の見方でよい。なお、念のために今一度申し添えておくが、野中古墳第1列の差別化された甲冑を親衛隊に所属した個々人が着用したのと考えている訳ではない。飽くまでも、親衛隊および衛兵の用に供するために、公の武器庫に保管、備蓄されていた甲冑と理解するのである。

また、伝御所市出土とされる革製衝角付冑を写した埴輪は、室宮山古墳のそれとは縁相を異にしており、室宮山古墳に後続する盟土墳、掖上鎌子塚古墳からの出土が推定される。掖上鎌子塚古墳は規模こそ墳長約150mと、室宮山古墳に比してやや縮小しているが、壘穴式石室に長持形石棺を収めていたことが判っている。

つまり、畿内中枢の大冨墓もしくはそれに準じるような規模や内容をもつ、大形の前方後円墳の後円部墳頂においては、室宮山古墳にみた状況、すなわち、かれの親衛隊の「差別化された甲冑」

を含む甲冑形埴輪と、盾を表現した武器形埴輪を圍繞する状況、を普遍化できると考えられるのである。

前方後円墳であり、かつ、壱穴式石室と長持形石棺の組み合わせを重視し、さらに甲冑保有形態の優秀さにも鑑みれば、地方所在で規模はやや小さいながら、月の岡古墳は第1の見方をするべき古墳かもしれない。8領の短甲を副葬しながら、取えて標付短甲を写した埴輪を樹立している状況はこれを支持すると言えるだろう。中期畿内政権からの派遣將軍と想定しているがゆえに、畿内中核の大形墳と同様に、親衛隊に警衛された被葬者の姿を思い描くのである。

次に第2の見方、すなわち、かれら被葬者自身が武装するべくこれら差別化された甲冑が下賜され、かれら自身が政権中核の衛兵として位置付けられていたとみなすべき事例について検討してみよう。

まず、1領の標付短甲以外には他の短甲を共伴しない例には東車塚古墳がある。後方部の中心主体からの出土で、室宮山古墳の親衛隊長と推定した北張出部のそれと同様、被葬者自身が着用する甲冑としてその1具のみが選択されているわけだから、第1の見方は成立し得ない。その他、百舌鳥大塚山古墳の場合にはここで検討することも可能であるが、いささか複雑な状況を呈するので後述する。

次に、第2の見方で理解するべきものの中で、差別化された甲冑以外にも甲冑セットの知られる例には、円照寺墓山1号墳、西小山古墳、豊中大塚古墳東部がある。

この場合には第1の見方、第2の見方ともに成り立つようにも思われるかもしれないが、これらはいずれも円墳または方墳で、加えて、差別化された甲冑は全て頭位側からの出土であることが注意される。

円照寺墓山1号墳の場合には甲冑は全て頭位側に設けられた小石室から出土しているのであまり参考にはならないものの、西小山古墳の場合には東西に主軸をとる石室の両小口に甲冑を分けて副葬するが、問題の革製衝角付冑は、頭のすぐ東に四方白金銅装盾庇付冑とともに置かれていた。また、豊中大塚古墳東部でも甲冑セットを北南に分け置き、頭位側である北側の遺物の配置は南から順に、人体頭位置・標付短甲→仿製方格規矩鏡→三角板革製衝角付冑・標付短甲、その内部に三角板革製衝角付冑などとなっていた。

つまり、足元に配置した別の甲冑セットよりも、差別化された甲冑たる革製衝角付冑や標付短甲の方をむしろ重視しているのである。西小山古墳で四方白金銅装盾庇付冑と同等の扱いをしている状況や、豊中大塚古墳東部で唯一の鏡を標付短甲で挟み置く状況はこのことを雄弁に物語る。

もしも第1の見方をとり、これら差別化された甲冑を白らの親衛隊に貸与していて、それが副葬されるとすれば、親衛隊の甲冑の方をむしろ重視して副葬するなどということは考え難い。やはりこれらの古墳の差別化された甲冑も、被葬者自身が着用したもので、しかもそれはかなり重視されていたとみることができよう。

このようにみえてみると、予想されたこととはいえ、第1の見方で評価できる古墳と、第2の見方で評価すべき古墳との差は、その古墳の規模・墳形・内部主体など、いわば格の違いに因るところ

が大きい。

したがって、高廻り2号墳と鳴谷東1号墳は、第2の見方で理解すべき古墳と言えるだろう。ただし主体部の削平および擾乱のためか、両墳では実際には甲冑は出土していないので、もしも差別化された甲冑の副葬がなかったとすると、畿内中枢の大形墳被葬者に仕えた、親衛隊の職掌にあった人物である可能性を捨て切れないことになる。

つまり、親衛隊当時の差別化された甲冑は既に返納しているが、その職掌に就いていたことを象徴的に示すために、埴輪に写して樹立するということはあり得ないことではない。これとは状況は異なるが、黒姫山古墳の場合、前方部石室にはその親衛隊のリーダーが着用していた可能性のある襟付短甲1領が既に埋納されているので、そのリーダーの葬られたであろう古墳、おそらくは陪冢のうちの1基、には実際には襟付短甲の副葬はなく、墳丘上にそれを写した埴輪を樹立するといったことも有り得るべきことである。

さて、度々述べるように、第2の見方とは、被葬者自身が武装するべくこれら差別化された甲冑が下賜され、かれら自身が政権中枢の衛兵として位階付けられていた、というものである。

であればこそ、差別化された甲冑とそれにかかわる埴輪は畿内に著しい集中傾向を見せた。これは、畿内政権にとって信頼の置ける人物が選択された結果とみられ、その組織の構成員は畿内出身者を中心とした、政権に従順な中小の首長で占められたのであろう。そしてかれらにとってみれば、手に入れた差別化された甲冑は、政権から特別な信頼を得た証しとして誇るべきものであり、副葬の状況から判るように、当然大切に扱うべきものであった。

ここまでを確認しておいたうえで、保留しておいた2基の古墳の検討に移ろう。

まず、百舌鳥大塚山古墳の場合には、政権中枢の百舌鳥古墳群中において墳長159mの堂々の規模を有するので、そこから見て取ることのできる状況は、いささか複雑であると共に興味深い。

襟付短甲は人体埋葬を伴う1号塚からの出土で、衝角付冑の伴出が知られる。後円部のほぼ中央に営まれた1号塚は中心主体であり、それ以外の甲冑の共伴は知られない。

ここまで述べてきたことが妥当であるとする、襟付短甲と衝角付冑に身を固めた百舌鳥大塚山古墳の中心主体の被葬者は、まさに中期畿内政権の中心にあって、衛兵組織の最上級のリーダーたる職掌を務めた人物ではなかったかと思われる。

ただ、159mという墳長規模を有しながら、中心主体さえも粘土塚であったことは、この職掌に対する階層的な位階付けが、やや低いものであったことを示唆する。さき第1の見方で評価した黒塚山古墳(墳長116m)や披上饅子塚古墳(墳長約150m)と比べると、墳丘規模はほぼ同等か百舌鳥大塚山古墳の方がむしろ大きい。しかし、黒姫山古墳は刳抜式の石棺、披上饅子塚古墳は長持形石棺を、それぞれ後円部の壑穴式石室に収めていたとされ、主体部構造の上での格差を看取することが可能なのである。

そして、複雑な状況とは次のことを指す。そんななか、衛兵組織の最高リーダーたる百舌鳥大塚山古墳の被葬者にも親衛隊が伴ったと考えられるのである。1号塚の北側に検するようにして設けられた2号塚は遺物埋納川施設で、短甲5領と衝角付冑1鉢などの出土が知られている。さらにそ

の北には、乱掘が激しいものこれも遺物埋納用とされる3号塚があって、ここでも甲冑などの埋納が知られる。

中形の前方後円墳の墳丘内に遺物埋納用施設を設けて甲冑を大量埋納する様は、さきにみた黒姫山古墳の前方部石室と同様、中心主体の被葬者の死が契機になったと理解することが最も合理的な解釈であり、親衛隊の解体に伴う埋納行為とすることが妥当である。

このように、百舌鳥大塚山古墳の被葬者は、衛兵組織の最高リーダーであり、なおかつ、かれには親衛隊も伴ったとみられる。つまり、第1と第2の見方の双方の側面を併せ持つ、極めて特殊な存在なのである。

したがって、百舌鳥古墳群に百舌鳥大塚山古墳が属し、その被葬者が政権の中核にあることは、むしろ当然といえるであろう。それでもなお、かれの甲冑全ては、大土墓の陪冢被葬者の手を経た後でなければ入手できなかったとみられることを、蛇足ながら付け加えておこう。

最後に、畿内を離れて丹後に所在する鳴谷東1号墳は、ある意味では唯一の例外的存在とも言うべきであるが、その埋山を次のように説明することは可能ではないか。

鳴谷東1号墳の所在する加悦谷では、前期には白米山1号墳、蛭子山1号墳と前方後円墳の首長墳が続くが、中期に入ると比較的大形の円墳が首長墳になる。鳴谷東1号墳（直径48m）もまさにその1基なのであるが、この首長墓系譜にみえる墳形の変化は、前期に比べて首長権力の弱体化が進んだことを示すと共に、逆説的にいえば、中期畿内政権による強い規制と影響力がこの地に及んだことの証しでもある。

前期以来の伝統的首長とみるべき鳴谷東1号墳の中心主体の被葬者が、死に際して円墳に葬られることに異を唱えなかったのは、かれが中期畿内政権に対して従順な首長であったことを示唆している。おそらくは、中期畿内政権のこの地への介入の過程で、そうしたかれの従順さが買われたのではないだろうか。

したがって畿内以外でも、差別化された甲冑やそれを写した埴輪が出土することがあり得ない訳ではない。ただ、その古墳の被葬者が従順であり、かつ中期畿内政権にそのことが認められたうえで、そのいずれかの職掌に就いたとみられる場合に限られるのであろう。

## 註

- (1) 秋山日出雄・網干善教「室大墓」(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第18冊、1959年)
- (2) 眞田雅昭氏はニゴレ古墳出土例のような、三角形の線刻が上下に連続する衝角付冑形の埴輪も革製衝角付冑を写したもので、鉄製ではない(眞田1988)とし、高橋工氏も甲冑形埴輪のモデルが革製や木製の甲冑であった場合を比較的に想定している(高橋1991)。  
しかし甲冑形埴輪の写実性は、工人の腕の問題を別にしても①鉄製甲冑に写実的に作ろうとする埴輪工人の意志が高いかどうか、②鉄製甲冑が埴輪工人にとってなじみの深い存在であったかどうか、によって大きく左右されるとみている(門頭発表演、別稿執筆中)。  
したがって、少なくとも中期における革製衝角付冑は、獣皮を衝角付冑の形状に貼り合わせた、無文のそれに限られると考えるので、筆者が革製衝角付冑を写した埴輪と言う場合には、室宮山古墳にみるような無文のそれのみを指す。  
眞田雅昭「後論3甲冑形埴輪」(『ニゴレ古墳』「弥生町文化財調査報告」第5集、1988年)  
高橋工「甲冑形埴輪の検討」(『長原遺跡発掘調査報告』Ⅳ、1991年、朝大版市文化財協会)
- (3) 千賀久は「平成7年度秋季特別展 古代葛城の王」(『奈良県立橿原考古学研究所附属博物館特別展図録』第16冊、1995年)20ページ左および右  
展示資料実見にあたっては千賀久氏にお世話いただき、また、貴重なご教示を多数賜った。記して感謝します。
- (4) この点については筆者は保留の立場を表明(眞田1988)していたが、この度の検討により、少なくとも宮山古墳の中心主体については、北野氏の卓見(北野1969)を支持する結果となったので、ここにお詫びして訂正しておきたい。  
北野耕平 1969 「五世紀における甲冑出土古墳の諸問題」(『考古学雑誌』第54巻第4号)  
眞田和尊 1988 「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(『橿原考古学研究所論集』第8、古川弘文館)434ページ
- (5) 眞田和尊「頭甲編年とその意義」(『関西大学考古学研究紀要』4、1984年)  
以下、頭甲の型式分類と評価は同稿による。
- (6) 眞田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(『橿原考古学研究所論集』第8、1988年、古川弘文館)  
以下、甲冑保有形態の分類と評価は同稿による。
- (7) 高橋工「甲冑形埴輪の検討」(『長原遺跡発掘調査報告』Ⅳ、1991年、朝大版市文化財協会)
- (8) 千賀久は「古代葛城の王」(前掲書3)20ページ右
- (9) 千賀久は「古代葛城の王」(前掲書3)20ページ左および右
- (10) 眞田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(前掲書6)479~480ページ  
眞田和尊「甲冑の保有形態」(『考古学ジャーナル』第366号、1993年)14ページ  
眞田和尊「古墳時代中期における軍事組織の実態」(『考古学研究』第41巻第4号、1995年)82~84ページ
- (11) 眞田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(前掲書6)
- (12) 水木雅雄・森浩「河内黒船山古墳の研究」(『大阪府文化財調査報告書』第1輯、1953年)
- (13) 眞田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(前掲書6)466ページ
- (14) 眞田和尊「陪冢考」(『関西大学考古学研究室開設40周年記念 考古学論叢』、1993年)262~263ページ
- (15) この点で、都出北山忠氏の筆者に対する批判(都出1995)も全く誤解に基づくものである。筆者は、野中古墳など陪冢において大量押納された甲冑などを被葬者あるいは首長個人の所有物であると述べたことは一切なく、逆に「第三者」すなわち個人の所有物であることを否定(眞田前掲書6、464~466ページ)したうえで、陪冢被葬者による甲冑の集中管理を視ている。また、これは黒船山古墳前方部石室のありかたとは、既に1993年の時点で、異なるものと理解していることは本文の通りである。

- 都出比呂志 1995 「考古学研究会第41回総会討議」(『考古学研究』第42巻第3号)70ページ
- (16) 都出比呂志「考古学研究会第41回総会討議」(『考古学研究』第42巻第3号、1995年)70ページ
- (17) 藤田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(前掲書6)436~462ページ
- (18) 北野耕平「河内野中古墳の研究」(『大阪大学文学部国史研究室研究報告』第2冊、1976年)
- (19) 筆者は、野中古墳第1列の10セットの甲冑について、野中古墳被葬者が管理していた公の武器庫に保管されていたものが、野中古墳被葬者の死に際して、無作為的に取り出され埋納されたものと理解(藤田1988)している。この場合の無作為的とは、差別化された甲冑3セットを除いた、残り7具の通常の甲冑セットの組み合わせに乱れがみられることを指している。
- そして、前者の3セットと後者の7セットは、共に野中古墳の被葬者をリーダーとする集団によって武器庫に管理、備蓄されるが、保管される場所は寂然と別たれていたと想定する。
- 藤田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(前掲書6)436~468ページ
- (20) 北野耕平「5世紀における甲冑出土古墳の諸問題」(『考古学雑誌』第54巻第4号、1969年)
- (21) 末永雅雄「日本上代の甲冑」(1934年、岡書院)
- (22) 榎尾正彦「筑後月の岡古墳とその周辺」(『森貞二郎博士古稀記念 古文化論集』1982年)
- (23) 藤田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(前掲書6)463~474ページ
- (24) 藤田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(前掲書6)483ページ
- (25) 和田晴吉ほか「鴨谷東1号墳第1次発掘調査概報」(『立命館大学文学部学芸員課程研究報告』第1冊、1987年)
- (26) 末永雅雄「圓照寺墓山第1號古墳調査」(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第11集、1930年)
- (27) 末永雅雄「古墳の航空大観」(1974年、学生社)
- 森清一「古墳文化と古代国家の誕生」(『大阪府史』1巻 古代編1、1978年)
- (28) 交野市教育委員会「東軍塚古墳現地説明会資料」(1988年)
- 水野正好氏のご厚意により調査中に実現することができた。記して深謝します。
- (29) 北野耕平「河内野中古墳の研究」(前掲書18)
- (30) 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 蔵
- (31) 南葛城地域の古墳文化研究会「茨上鎌塚古墳測量調査報告」(1986年)ほか
- (32) 梅原未治・末永雅雄「淡輪村四小山古墳と其の遺物」(『大阪府下における主要な古墳墓の調査』其1【大阪府史跡名勝天然記念物調査報告】第3輯、1932年)
- 末永雅雄「考古学の窓」(1968年、学生社)には、上記報告書の出土状態平面図は上(東)の方向が逆であることと、その誤りの生じた経緯が記されている。
- (33) 柳本照男ほか「摂津豊中人塚古墳」(『豊中市文化財調査報告』第20集、1978年)
- (34) 高橋工ほか「長原遺跡発掘調査報告」IV (1991年、個人阪市文化財協会)
- (35) 藤田和尊「陪塚考」(前掲書14)263ページ
- (36) 同志社大学考古学研究会「同志社考古」10 (1973年)
- (37) 梅原未治「桑岡村姫子山作り山古墳の調査(上・下)」(『京都府史跡名勝天然記念物調査報告』第12・14冊、1931・1933年)





圖 版



1. 室宮山古墳全景（北上空から）



2. 第2トレンチ



1. 第1トレンチ南側の拡張区



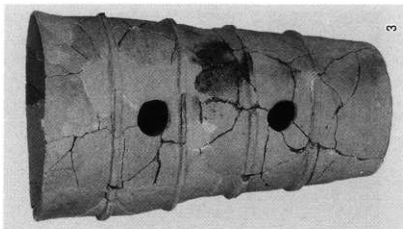
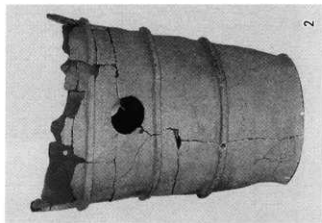
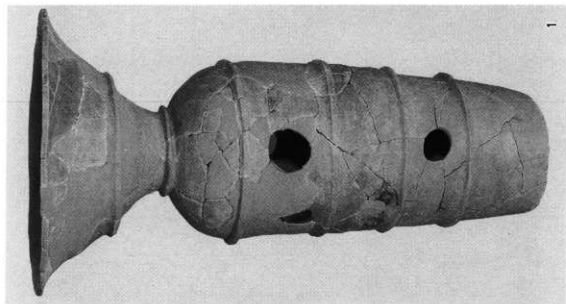
2. 埴輪列と墓石



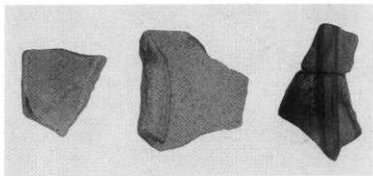
1. 葬石 (1)



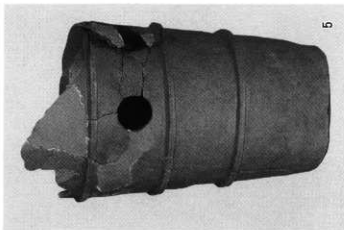
2. 葬石 (2)



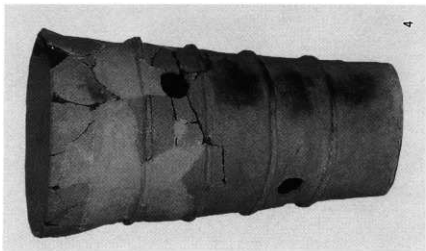
出土埴輪(1)(S.号1/6)

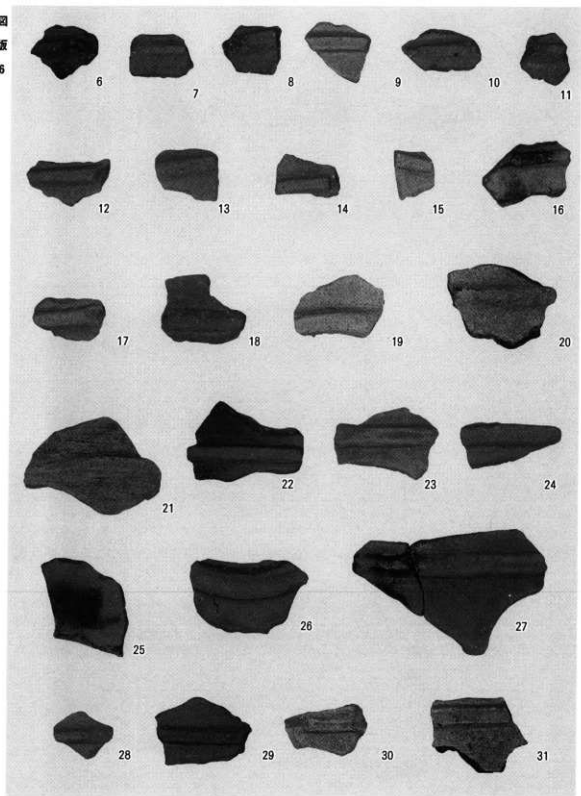


埴輪5の口縁部  
及び肩部 (S.与1/3)

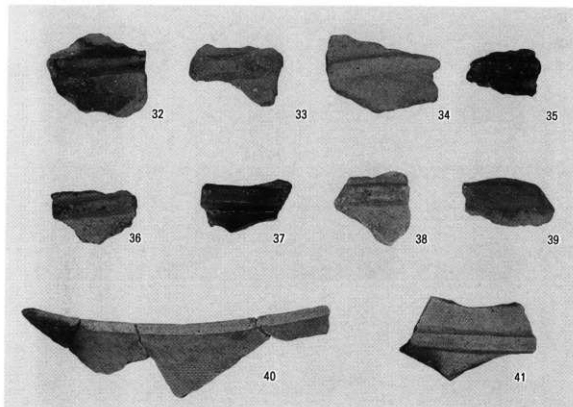


出土埴輪(2) (S.与1/6)



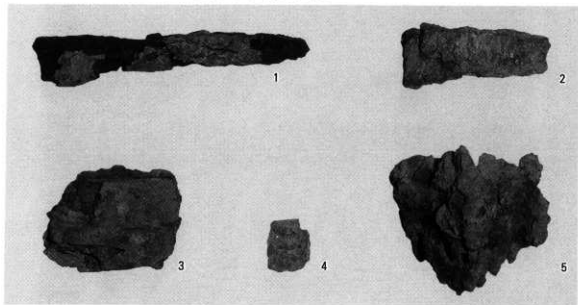


出土埴輪 (3) (S. 1/3)

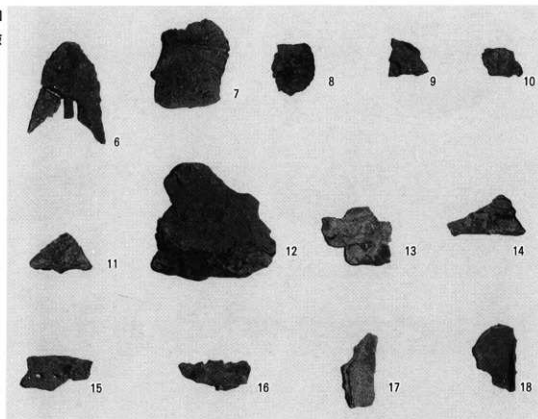


1. 出土埴輪 (4) (S. 1/3)

2. 1971年、張出部出土遺物 (1) (6頁、第3圖)

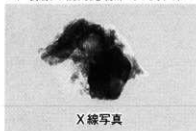






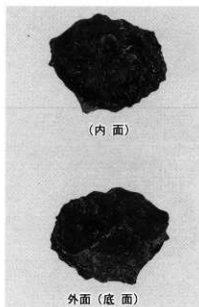
1. 1971年、張出部出土遺物（2）（6頁、第3図）

2. 採集の衝角先端部（8頁、第4図）



X線写真

（いずれもS.  $\approx$ 1/1）



（内面）

外面（底面）

## 報告書抄録

ふりがな	ならげんごせし むらみやまこふんはんい かくにんちうきほうこく							
書名	奈良県御所市 室宮山古墳範囲確認調査報告							
副書名								
巻次								
シリーズ名	御所市文化財調査報告書							
シリーズ番号	第20集							
編者名	木許 守・藤田和尊							
編集機関	御所市教育委員会							
所在地	〒639-22 奈良県御所市三室117番地 TEL 07456-2-3001(内412)							
発行年月日	西暦 1996年12月27日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 °' "	東経 °' "	調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
		市町村	遺跡番号					
室宮山古墳	奈良県御所市 大字室	29208		34度 26分 26秒	135度 44分 25秒	19950313~ 19950331	38	遺跡範囲確認調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
室宮山古墳	古墳	古墳時代 中期前葉	張出部のテラス・埴輪列・墳丘斜面の葺石	埴輪		室宮山古墳の張出部が築造当初からの2段築成であることを再確認した。埴輪列の検出によって張出部の伸びる方向を確定できた。		

奈良県御所市

# 室宮山古墳範囲確認調査報告

御所市文化財調査報告書 第20集

平成8年(1996年)12月27日

編集・発行 御所市教育委員会  
御所市三宮117番地

印刷 御笠田印刷所  
御所市今住16-3